

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表																	
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考														
総-1	第 1 章　総則	第 1 章　総則															
総-1	第 1 節　計画の目的と構成	第 1 節　計画の目的と構成															
総-1	第 1　計画の目的 この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある大規模地震災害に対処するため、<u>市域</u>での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、登米市<u>及び</u>宮城県、指定地方行政機関、指定公共機関、<u>指定地方公共機関</u>等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市の地域並びに市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また、被害を軽減することを目的とする。 第 2　計画の性格 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に<u>基づく</u>「登米市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、登米市防災会議が<u>策定</u>する計画であり、登米市の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。 （略） 第 3　（略）	第 1　計画の目的 この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある大規模地震災害に対処するため、<u>市内</u>での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、登米市、<u>宮城県</u>、指定地方行政機関、指定公共機関<u>及び</u>指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、市の地域並びに市民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また、被害を軽減することを目的とする。 第 2　計画の性格 この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に<u>より</u>「登米市地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、登米市防災会議が<u>作成</u>する計画であり、登米市の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。 （略） 第 3　（略）	記述の適正化														
総-1	第 4　計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に<u>基づき、国・県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに計画を修正する等、風水害等の防災対策の確立に万全を期すものとする。</u>	第 4　計画の修正 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に<u>より、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期す。特に国の防災基本計画及び宮城県地域防災計画の見直しを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「登米市地域防災計画（風水害等対策編）」の見直しに反映する。</u> <u>本計画作成時点でも、国等において、様々な観点から検討が行われており、国等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合														
総-2	第 5　計画の構成 1 及び 2　（略） （新設）	第 5　計画の構成 1 及び 2　（略） <u>3　他編の準用と読替え</u> <u>登米市地域防災計画地震災害対策編（以下「地震編」という。）を準用する場合には、別に定める場合を除き、必要に応じて、以下のとおり適宜読み替える。</u> <table><tr><td><u>読み替えられる字句</u></td><td><u>読み替える字句</u></td></tr><tr><td><u>地震</u></td><td><u>災害</u></td></tr><tr><td><u>地震災害</u></td><td><u>災害</u></td></tr><tr><td><u>地震・津波</u></td><td><u>災害</u></td></tr><tr><td><u>地震・津波被害</u></td><td><u>災害</u></td></tr><tr><td><u>震災</u></td><td><u>災害</u></td></tr><tr><td><u>耐震化</u></td><td><u>安全化</u></td></tr></table>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>	<u>地震</u>	<u>災害</u>	<u>地震災害</u>	<u>災害</u>	<u>地震・津波</u>	<u>災害</u>	<u>地震・津波被害</u>	<u>災害</u>	<u>震災</u>	<u>災害</u>	<u>耐震化</u>	<u>安全化</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>																
<u>地震</u>	<u>災害</u>																
<u>地震災害</u>	<u>災害</u>																
<u>地震・津波</u>	<u>災害</u>																
<u>地震・津波被害</u>	<u>災害</u>																
<u>震災</u>	<u>災害</u>																
<u>耐震化</u>	<u>安全化</u>																
総-3	第 2 節　（略）	第 2 節　（略）															
総-5	第 3 節　各機関の役割と業務大綱 （略）	第 3 節　各機関の役割と業務大綱 <u>地震災害対策編　第 1 章の「第 2 節　各機関の役割と業務大綱」を準用する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合														

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
総-5	第４節　市の概況 （略）	第４節　市の概況 <u>地震災害対策編　第１章の「第３節　市の概況」を準用する。</u>	「県地域防災計画」の 記載内容との整合
総-6	第５節　災害被害想定 第１　既往災害の整理 <u>昭和以降</u> の登米市の主な風水害等による災害履歴は、次のとおりである。 （略） 第２　（略）	第５節　災害被害想定 第１　既往災害の整理 <u>合併以降</u> の登米市の主な風水害等による災害履歴は、次のとおりである。 （略） 第２　（略）	記述の適正化

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
予-1	第２章　災害予防対策	第２章　災害予防対策	
予-1	第１節　風水害等に強いまちづくり	第１節　風水害等に強いまちづくり	
予-1	第１　風水害<u> </u>に強いまちづくり １　風水害<u> </u>に強いまちの形成 <u>国、県及び市</u>は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。 また、国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 <u>国、県及び市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。</u> ２及び３　（略）	第１　風水害<u>等</u>に強いまちづくり １　風水害<u>等</u>に強いまちの形成 <u>市、国及び県</u>は、洪水、雨水出水、高潮、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備　を行う。 また、国、県及び市は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。県及び市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。 <u>市及び県は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。</u> _____ _____ _____ ２及び３　（略）	記述の適正化 「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-2	４　生活防災緊急対策 市<u> </u>は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。 （新設）	４　生活防災緊急対策 市<u>及び県</u>は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。 <u>５　所有者不明土地の利活用</u> <u>地震災害対策編　第２章　第１節の「第４　所有者不明土地の利活用」を準用する。</u>	記述の適正化 「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-2	第２　水害予防対策 １　（略） ２　現況 （１）　（略） （２）湖沼・ため池 本市には、伊豆沼、内沼、長沼や大小のため池があり、重要な農業用水源となっている。ため池については、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱化しているのが現状であり、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は人命にまで及ぶ<u>恐れ</u>があり、事前に対策を講じる必要がある。 また、伊豆沼などの沼についても、豪雨等によって水害が発生する<u>恐れ</u>がある。 （３）　（略） ３　保全事業の施行 （略） （１）河川改修事業	第２　水害予防対策 １　（略） ２　現況 （１）　（略） （２）湖沼・ため池 本市には、伊豆沼、内沼、長沼や大小のため池があり、重要な農業用水源となっている。ため池については、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱化しているのが現状であり、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は人命にまで及ぶ<u>おそれ</u>があり、事前に対策を講じる必要がある。 また、伊豆沼などの沼についても、豪雨等によって水害が発生する<u>おそれ</u>がある。 （３）　（略） ３　保全事業の施行 （略） （１）河川改修事業	記述の適正化

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考																																
	市は、北上川をはじめとする河川の洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、国及び県に対し、河川改修工事の促進<u>を働きかける。</u> （略） <u>また、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。</u> ア 国、県における一級水系の河川整備基本方針等 （略） ○ 迫川 迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダムのほかに、二迫川に荒砥沢ダム、長崎川に小田ダムが完成し、下流においては、<u>新たに長沼ダムが完成し、既設の南谷地遊水地</u>及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。 また、旧迫川においては、蕪栗沼遊水地及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。 ※ 長沼ダム（平成26年12月1日） <table><tr><td>河 川 名</td><td>一級河川北上川水系迫川</td><td>位 置</td><td>登米市迫町北方</td></tr><tr><td>目 的</td><td colspan="3">迫川沿川の洪水調節既得農業用水の補給等、流水の正常な機能の維持 レクリエーション：漕艇競技コースの確保</td></tr><tr><td>ダ ム 型 式</td><td>アースフィルダム</td><td>施 行</td><td>宮城県</td></tr><tr><td>ダ ム 堤 高</td><td>15.3m</td><td>ダ ム 堤 頂 長</td><td>1、050m</td></tr><tr><td>流 域 面 積</td><td colspan="3">（直接）16.0km²（間接）570.0km²</td></tr><tr><td>湛 水 面 積</td><td>6.1km²</td><td>総 貯 水 容 量</td><td>31、800、000m³</td></tr><tr><td>工 期</td><td colspan="3">（実調）昭和46年度～（建設）昭和50年度～平成25年度</td></tr><tr><td>備 考</td><td colspan="3">平成3年度までは治水ダム 平成4年度からは多目的ダム</td></tr></table> イ及びウ（略）	河 川 名	一級河川北上川水系迫川	位 置	登米市迫町北方	目 的	迫川沿川の洪水調節既得農業用水の補給等、流水の正常な機能の維持 レクリエーション：漕艇競技コースの確保			ダ ム 型 式	アースフィルダム	施 行	宮城県	ダ ム 堤 高	15.3m	ダ ム 堤 頂 長	1、050m	流 域 面 積	（直接）16.0km ² （間接）570.0km ²			湛 水 面 積	6.1km ²	総 貯 水 容 量	31、800、000m ³	工 期	（実調）昭和46年度～（建設）昭和50年度～平成25年度			備 考	平成3年度までは治水ダム 平成4年度からは多目的ダム			市は、北上川をはじめとする河川の洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、国及び県に対し、河川改修工事の促進<u>等を要請する。</u> （略） <u>河川管理者は、河川改修計画等において、次のような事業方針を示している。</u> ア 国、県における一級水系の河川整備基本方針等 （略） ○ 迫川 迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダムのほかに、二迫川に荒砥沢ダム、長崎川に小田ダムが完成し、下流においては、<u>既設の南谷地遊水地、長沼ダムの完成</u>及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。 また、旧迫川においては、蕪栗沼遊水地及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。 （削除） ※長沼ダム概要を削除 イ及びウ（略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合
河 川 名	一級河川北上川水系迫川	位 置	登米市迫町北方																																
目 的	迫川沿川の洪水調節既得農業用水の補給等、流水の正常な機能の維持 レクリエーション：漕艇競技コースの確保																																		
ダ ム 型 式	アースフィルダム	施 行	宮城県																																
ダ ム 堤 高	15.3m	ダ ム 堤 頂 長	1、050m																																
流 域 面 積	（直接）16.0km ² （間接）570.0km ²																																		
湛 水 面 積	6.1km ²	総 貯 水 容 量	31、800、000m ³																																
工 期	（実調）昭和46年度～（建設）昭和50年度～平成25年度																																		
備 考	平成3年度までは治水ダム 平成4年度からは多目的ダム																																		
予-4	（2）ため池等整備事業 ア ため池整備事業 <u>市は、</u>農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点<u>ため池等</u>については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。 イ 農業用河川工作物応急対策事業 <u>市は、</u>構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。 （3）保安林<u>改良</u>事業 <u>市は、</u>水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の消	（2）ため池等整備事業 ア <u>ため池整備事業</u> <u>農業用水源確保及び破堤防止の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等</u>については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について早急に改修、耐震化、統廃合等の対策を行う。 イ 農業用河川工作物応急対策事業 <u>構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。</u> （3）保安林<u>整備</u>事業 <u>水源のかん養など保安林の持つ公益的機能の維持・強化の目的から、林床植生の消</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合																																

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	減や表土の流出など、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど、森林整備を行う。 （４）農業用・排水施設の整備 <u>市は、</u> 河川の増水で農地の湛水被害が予測される地域において、排水機場等の整備を図るなど、湛水防除事業やかんがい排水事業等を推進する。	減や表土の流出など、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐を行うほか、必要に応じて排水工等簡易施設を設置するなど、森林整備を行う。 （４）農業用・排水施設の整備 <u> </u> 河川の増水で農地の湛水被害が予測される地域において、排水機場等の整備を図るなど、湛水防除事業やかんがい排水事業等を推進する。	
予-5	4　河川の維持管理 （１）河川パトロールの実施 <u>河川管理者は、</u> 水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。 （２）河川管理施設の管理 <u>施設管理者は、</u> ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。 ア　構造の安全 <u>施設管理者は、</u> 出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講じる。 イ　操作規則の制定 <u>河川法施行令第８条各号に掲げる施設の管理者は、</u> 次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。 また、 <u>長雨や台風など出水時において排水機場での水の汲み上げを実施すると、河川の警戒水位を突然越える状態になるため、河川、農業排水等の管理者は連携し、排水機場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。</u> <u>※迫川流域水防管理者・農業用排水施設等管理者協議会要綱　（資料編　資料　46）</u> ①から③まで （略） （３）及び（４） （略）	4　河川の維持管理 （１）河川パトロールの実施 <u> </u> 水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設及び占用工作物の点検等河川パトロールを定期的・重点的に実施し、河川の管理に万全を期する。 （２）河川管理施設の管理 <u> </u> ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため、次の措置を講じる。 ア　構造の安全 <u> </u> 出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講じる。 イ　操作規則の制定 <u> </u> 次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。 また、 <u>河川、下水道、農業用排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ </u> <u> </u> の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努める。 （削除） ①から③まで （略） （３）及び（４） （略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-5	5　気象、水象等の観測 災害時はもとより、常時 <u> </u> 河川の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風等の観測施設を設置して観測を行う。 また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。	5　気象、水象等の観測 災害時はもとより、常時 <u> </u> 河川の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風等の観測施設を設置して観測を行う。 また、観測機関相互の情報交換、連携に努める。	記述の適正化
予-5	6　水防資機材の整備・充実 <u>市は、水防活動に万全を期すため、水防倉庫及び資機材を整備している。今後、県水防計画に定める基準等を勘案して、計画的に水防施設・資機材を整備するとともに、常に点検整備を行い、水防体制の整備・充実を図る。</u> <u>※　水防資機材一覧　（資料編　資料　25）</u> 7 及び 8 （略）	6　水防資機材の整備・充実 <u>水防管理団体が行う水防活動を円滑にするために必要な水防応急資機材の整備・充実を図る。</u> <u> </u> （削除） 7 及び 8 （略）	記述の適正化
予-6	9　洪水浸水想定区域の指定 <u>市 </u> は、東北地方整備局、 <u>県の協力を得て、</u> 浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査　や、 <u> </u> 浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレ	9　洪水浸水想定区域の指定 <u>市及び県は、</u> 東北地方整備局 <u> </u> の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、 <u>ハザードマップの作成に必要な</u> 浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレ	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	ーション等を行い、<u>市域における浸水の 状況を把握し、水害防止対策を推進するとともに、これらの情報の関係機関等へ提供しよう努める。</u> <u>市長は、洪水浸水想定区域に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。</u> _____ <u>また、国、県が指定した北上川、旧北上川洪水浸水想定区域（平成 28 年 6 月指定）及び迫川洪水浸水想定区域（平成 29 年 5 月指定）について、洪水情報の伝達方法、避難場所等を市 民に周知し、円滑かつ迅速な避難の確保や防災意識の高揚を図るため、洪水ハザードマップ を作成し、各戸に配付する。</u> <u>さらに、</u>洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。_____）の所有者 又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があると認める場合には、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の 構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める<u>ものとする。</u> なお、<u>市長は、</u>地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講ずる。 10 浸水被害軽減地区の指定 （略）	ーション等を行い、_____ これらの情報の関係機関等<u>への提供に努める。</u> <u>東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（洪水予報河川）及び、洪水に係る水位情報の通知及び周知を実施する河川（水位周知河川）等について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u> _____ _____ <u>また、</u> 洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。<u>以下同じ。</u>）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があると認める場合には、これらの施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める_____。 なお、_____地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知するため、印刷物の配布、その他必要な措置を講ずる。 10 浸水被害軽減地区の指定 （略）	
予-7	11 農地防災対策及び農地保全対策 <u>県及び市町村</u>は、災害に対処するため、<u>農業用排水施設</u> の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策 等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。 また、農業用ため池について、県及び施設管理者と調整のうえ、防災重点_____ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。	11 農地防災対策及び農地保全対策 <u>市及び県</u>は、災害に対処するため、<u>農業用排水施設</u>の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。 また、農業用ため池について、県及び施設管理者と調整のうえ、防災重点<u>農業用</u>ため池のハザードマップの作成や公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-7	12 <u>大規模氾濫減災協議会を活用した連携体制の構築</u> <u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u>	12 <u>流域治水の推進</u> <u>施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となって行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。</u> <u>河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川及び特定都市河川流域の指定や流域水害対策計画の策定の推進を図る。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-7	13 利水ダム等の事前放流の取組 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊	13 利水ダム等の事前放流の取組 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊	記述の適正化

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する<u>ものとする。</u> 14　浸水被害防止区域の指定 （略）	急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する_____。 14　浸水被害防止区域の指定 （略）	
予-7	15　雨水出水浸水想定区域の指定 市_____は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知する<u>ものとする。</u>	15　雨水出水浸水想定区域の指定 市<u>及び県</u>は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、都道府県知事にあつては関係市町村の長に通知する_____。	記述の適正化
予-7	16　超過洪水対策 市_____は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。	16　超過洪水対策 市<u>及び県</u>は、高規格堤防の整備等、超過洪水対策を推進する。	記述の適正化
予-7	第３　土砂災害予防対策 1　目的 （略）	第３　土砂災害予防対策 1　目的 <u>地震災害対策編　第２章　第２節の「第１　目的」を準用する。</u>	地震編との重複
予-8	<u>２　現況</u> <u>市内の土砂災害危険箇所・山地災害危険地区を見ると、土石流危険係留・急傾斜地崩壊期県箇所、崩壊土砂流出危険地区・山腹崩壊危険地区となっている。</u> <u>※　土砂災害警戒区域等指定箇所一覧　（資料編　資料　13）</u> <u>※　山地災害危険地区一覧（資料編　資料　13-1）</u>	<u>（削除）</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-8	<u>３　土砂災害防止対策の推進</u> （略）	<u>２　土砂災害防止対策の推進</u> （略）	条項ずれ
予-8	（１）土砂災害危険箇所の調査、把握 <u>市は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被る恐れのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県が実施する土砂災害危険箇所等の基礎調査に協力するとともに、土砂災害危険箇所等や県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を常に把握しておく。また、梅雨期、台風期及び長雨、大雨等が予想される場合は、関係機関と協力して、随時パトロールを実施する。</u>	（１）<u>土砂災害のおそれがある箇所</u>の調査、把握 <u>県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定に努める。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-8	（２）土砂災害危険箇所の公表 市は、<u>土砂災害危険箇所や</u>土砂災害警戒区域等、被害の発生する<u>恐れ</u>のある地域<u>をこの地域防災計画に掲載するとともに、</u>防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に地域住民に対し周知徹底を図る。さらに、<u>避難勧告等</u>の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 <u>仙台管区気象台は、市、県その他の防災関係機関や報道機関と連携し、土砂災害が発生　する状況を住民が容易に理解できるよう、これに係る防災気象情報の解説及び住民への正　確な知識の普及啓発に努める。</u>	（２）土砂災害<u>防止のための啓発活動</u> 市は、_____土砂災害警戒区域等、被害の発生する<u>おそれ</u>のある地域<u>について、</u>_____防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に地域住民に対し周知徹底を図る。さらに、<u>避難情報</u>の発令時や土砂災害の発生時に求められる住民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 <u>（削除）</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
予-8	<u>（３）土地利用の適正化</u> 市及び県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び土地所有者、管理者、開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等を促進する。 なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、県は、関係部局と連携し、その周知を図る。	（削除）	「県地域防災計画」の記載内容との整合
予-8	（４）急傾斜地崩壊（<u>がけ崩れ</u>）防止施設の整備 （略）	（<u>３</u>）急傾斜地崩壊_____防止施設の整備 <u>地震災害対策編　第２章　第２節の「第４　急傾斜地崩壊防止施設の整備」を準用する。</u>	条項ずれ 地震編との重複
予-9	（<u>５</u>）<u>土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備</u> <u>土砂災害防止法第７条に基づき、県により土砂災害警戒区域の指定があった場合には、市は下記事項について定めておくものとする。</u> ①市地域防災計画において定める事項 ア　雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 イ　避難施設その他の避難場所<u>及び避難路その他の避難経路</u>に関する事項 ウからカまで　　（略） ②から⑥まで　　（略） （<u>６</u>）要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備 （略） （<u>７</u>）土砂災害ハザードマップの作成 （略）	（<u>４</u>）<u>市の役割</u> <u>市は、土砂災害の警戒避難体制に関してあらかじめ下記の事項を定めておく。</u> _____ ①市地域防災計画において定める事項 ア　雨量情報、土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報等の土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 イ　避難施設その他の避難場所<u>及び避難経路</u>_____に関する事項 ウからカまで　　（略） ②から⑥まで　　（略） （<u>５</u>）要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備 （略） （<u>６</u>）土砂災害ハザードマップの作成 （略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合 条項ずれ
予-9	<u>４</u>　山地災害危険地区の計画的な整備の推進 <u>（略）</u> <u>５</u>　砂防設備の整備 <u>（略）</u> <u>６</u>　治山事業 <u>（略）</u> <u>７</u>　盛土による災害防止 <u>（略）</u>	<u>３</u>　山地災害危険地区の計画的な整備の推進 <u>地震災害対策編　第２章　第２節の「第３　山地災害危険地区の計画的な整備の推進」を準用する。</u> <u>４</u>　砂防設備の整備 <u>地震災害対策編　第２章　第２節の「第５　砂防設備の整備」を準用する。</u> <u>５</u>　治山事業 <u>地震災害対策編　第２章　第２節の「第６　治山事業」を準用する。</u> <u>６</u>　盛土による災害防止 <u>地震災害対策編　第２章　第２節の「第１０　盛土による災害防止」を準用する。</u>	地震編との重複 条項ずれ
予-9	第４　地盤沈下災害予防対策 <u>（略）</u> 第５　（略）	第４　地盤沈下災害予防対策 <u>地震災害対策編　第２章　第２節の「第９　地盤沈下防止」を準用する。</u> 第５　（略）	地震編との重複
予-10	第６　農林水産業災害予防対策 １及び２　　（略） ３　防災措置等	第６　農林水産業災害予防対策 １及び２　　（略） ３　防災措置等	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	市は、次のとおりの災害予防対策を推進する。 （１）農地、農業用施設の災害の防止 洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点_____ため池」を中心とした<u>ため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新 たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。 また、既存のため池に、消防水利や生活用水等の緊急防災用水量を附加するなど、地域 の総合的な防災安全度を高める。 また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は 嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を 整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。</u> （略） （２）集落の安全確保 （略） アからオまで （略） カ 病虫害防除対策 病虫害の防除を適期・適正に行うため、<u>各農作物の防除連絡協議会や農業関係機関・団体と連携し、効果的な病虫害の駆除を実施する。</u> キ （略） （新設） （新設）	市は、次のとおりの災害予防対策を推進する。 （１）農地、農業用施設の災害の防止 洪水や土砂災害から人命及び公共施設等並びに農地及び農業用施設を守るため、また、洪水防止などの農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点<u>農業用</u>ため池」を中心とした<u>農業水利施設等の耐震化、排水機場の整備・改修等のハード対策とともに、ハザードマップ作成等のソフト対策を適切に組み合わせ、防災・減災対策を推進するほか、水田への雨水の一時貯留による洪水防止機能を強化する田んぼダムに取り組むとともに、農業用ダムの洪水調整機能の強化や排水機場・ため池の活用など、あらゆる関係者が流域全体で行う「流域治水」の取り組みを、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</u> （略） （２）集落の安全確保 （略） アからオまで （略） カ 病虫害防除<u>体制の整備</u> 病虫害の防除を適期・適正に行うため、<u>関係機関との連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める。</u> キ （略） <u>（３）情報の収集・連絡体制の整備</u> <u>被災により生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備に努める。</u> <u>（４）営農用資機材の確保</u> <u>イ 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。</u> <u>ロ 県は、稲、麦、大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように予備の種子などを関係機関と連携し備蓄できるよう対策を講じる。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第２節 都市の防災対策	第２節 都市の防災対策	
予-14	（略）	<u>地震災害対策編 第２章の「第５節 都市の防災対策」を準用する。</u>	地震編との重複
予-15	第３節 （略）	第３節 （略）	
	第４節 ライフライン施設等の予防対策	第４節 ライフライン施設等の予防対策	
予-16	第１ 目 的 （略）	第１ 目 的 <u>地震災害対策編 第２章 第７節の「第１ 目的」を準用する。</u>	地震編との重複
予-16	第２ 水道施設 （略）	第２ 水道施設 <u>地震災害対策編 第２章 第７節の「第２ 水道施設」を準用する。</u>	地震編との重複
予-16	第３ 下水道施設 （略） １ （略） ２ 下水道施設維持管理 <u>地震災害対策編 第２章 第７節 第３の「２ 下水道施設維持管理」を準用する。</u>	第３ 下水道施設 （略） １ （略） ２ 下水道施設維持管理 <u>地震災害対策編 第２章 第７節 第３の「２ 下水道施設維持管理」を準用する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	3　下水道防災体制 <u>地震災害対策編　第２章　第７節　第３の「３　下水道防災体制」を準用する。</u>	3　下水道防災体制 <u>地震災害対策編　第２章　第７節　第３の「３　下水道防災体制」を準用する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	4　　　（略） 第４　　（略）	4　　　（略） 第４　　（略）	
予-16	第５　ガス施設 （略）	第５　ガス施設 <u>地震災害対策編　第２章　第７節の「第５　ガス施設」を準用する。</u>	地震編との重複
予-16	第６　電信・電話施設 1　　　（略） 2　体制の整備 （略） 3　災害復旧用資機材の確保 （略） 4　停電とふくそう対策 （略） 第７　　（略）	第６　電信・電話施設 1　　　（略） 2　体制の整備 <u>地震災害対策編　第２章　第７節　第６の「２　体制の整備」を準用する。</u> 3　災害復旧用資機材の確保 <u>地震災害対策編　第２章　第７節　第６の「３　災害復旧用資機材の確保」を準用する。</u> 4　停電とふくそう対策 <u>地震災害対策編　第２章　第７節　第６の「４　停電とふくそう対策」を準用する。</u> 第７　　（略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合 地震編との重複
予-17	第８　廃棄物処理施設 （略）	第８　廃棄物処理施設 <u>地震災害対策編　第２章　第７節の「第８　廃棄物処理施設」を準用する。</u>	地震編との重複
予-18	第５節　職員の配備体制	第５節　職員の配備体制	
予-18	第１　目　的 （略）	第１　目　的 <u>地震災害対策編　第２章　第９節の「第１　目的」を準用する。</u>	地震編との重複
予-18	第２　庁内における防災対策推進体制の充実・強化 （略）	第２　庁内における防災対策推進体制の充実・強化 <u>地震災害対策編　第２章　第９節の「第２　庁内における防災対策推進体制の充実・強化」を準用する。</u>	地震編との重複
予-18	第３　災害対策本部 1　災害対策本部の組織 （略） 2　指揮命令系統 （略） 3　災害対策本部の設置及び廃止 （略） 4　本部の運営 （略） 5　　　（略） 6　水防本部 （略） 7　原子力災害警戒本部 （略）	第３　災害対策本部 1　災害対策本部の組織 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「１　災害対策本部の組織」を準用する。</u> 2　指揮命令系統 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「２　指揮命令系統」を準用する。</u> 3　災害対策本部の設置及び廃止 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「３　災害対策本部の設置及び廃止」を準用する。</u> 4　本部の運営 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「４　本部の運営」を準用する。</u> 5　　　（略） 6　水防本部 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「６　水防本部」を準用する。</u> 7　原子力災害警戒本部 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「７　原子力災害警戒本部」を準用する。</u>	地震編との重複

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	８　職員の配備・動員体制 （略） ９　防災関係機関の配備体制 （略）	８　職員の配備・動員体制 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「８　職員の配備・動員体制」を準用する。</u> ９　防災関係機関の配備体制 <u>地震災害対策編　第２章　第９節　第３の「９　防災関係機関の配備体制」を準用する。</u>	
予-19	第４　防災担当職員等の育成 （略）	第４　防災担当職員等の育成 <u>地震災害対策編　第２章　第９節の「第４　防災担当職員等の育成」を準用する。</u>	地震編との重複
予-19	第５　人材確保対策 （略）	第５　人材確保対策 <u>地震災害対策編　第２章　第９節の「第５　人材確保対策」を準用する。</u>	地震編との重複
予-19	第６　感染<u>症</u>対策 （略）	第６　感染<u>　</u>対策 <u>地震災害対策編　第２章　第９節の「第６　感染対策」を準用する。</u>	地震編との重複
予-19	第７　マニュアルの作成 （略）	第７　マニュアルの作成 <u>地震災害対策編　第２章　第９節の「第７　マニュアルの作成」を準用する。</u>	地震編との重複
予-19	第８　業務継続計画（ＢＣＰ） （略）	第８　業務継続計画（ＢＣＰ） <u>地震災害対策編　第２章　第９節の「第８　業務継続計画（ＢＣＰ）」を準用する。</u>	地震編との重複
	第６節　情報通信網の整備	第６節　情報通信網の整備	
予-20	第１　目　的 （略）	第１　目　的 <u>地震災害対策編　第２章　第10節の「第１　目的」を準用する。</u>	地震編との重複
予-20	第２　宮城県における災害通信網の整備 １ <u>情報伝達ルート</u> の多重化 （略） ２ <u>県防災行政無線の拡充</u> （略） ３ <u>県総合防災情報システム</u> （略） ４ <u>ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備</u> （略） ５　大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 （略） <u>６</u> （新設） （略）	第２　宮城県における災害通信網の整備 １ <u>防災対策の推進等</u> <u>地震災害対策編　第２章　第10節　第２の「１　防災対策の推進等」を準用する。</u> ２　情報伝達ルート の多重化 <u>地震災害対策編　第２章　第10節　第２の「２　情報伝達ルート の多重化」を準用する。</u> ３ <u>県防災行政無線の拡充</u> <u>地震災害対策編　第２章　第10節　第２の「３　県防災行政無線の拡充」を準用する。</u> ４ <u>県総合防災情報システム</u> <u>地震災害対策編　第２章　第10節　第２の「４　県総合防災情報システム」を準用する。</u> ５ <u>ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備</u> <u>地震災害対策編　第２章　第10節　第２の「６　ヘリコプターテレビ画像伝送システム の整備」を準用する。</u> <u>６</u> 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備 <u>地震災害対策編　第２章　第10節　第２の「７　大規模災害時緊急情報連絡システム」を 準用する。</u>	「県地域防災計画」の 記載内容との整合 地震編との重複
予-20	第３　登米市における災害通信網の整備 （略）	第３　登米市における災害通信網の整備 <u>地震災害対策編　第２章　第10節の「第３　登米市における災害通信網の整備」を準用す る。</u>	地震編との重複

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
予-20	第４　災害時における広報体制の整備 （略）	第４　災害時における広報体制の整備 <u>地震災害対策編　第２章　第10節の「第４　災害時における広報体制の整備」を準用する。</u>	地震編との重複
	第７節　防災拠点等の整備・充実	第７節　防災拠点等の整備・充実	
予-21	（略）	<u>地震災害対策編　第２章の「第11節　防災拠点等の整備・充実」を準用する。この場合において、同節第２　３中「拠点の耐震化を図る」とあるのは「拠点の浸水対策を図る」と読み替える。</u>	地震編との重複
	第８節　相互応援体制の整備	第８節　相互応援体制の整備	
予-22	（略）	<u>地震災害対策編　第２章の「第12節　相互応援体制の整備」を準用する。</u>	地震編との重複
予-23	第９節 （略）	第９節 （略）	
	第10節　医療救護体制の整備	第10節　医療救護体制の整備	
予-25	（略）	<u>地震災害対策編　第２章の「第14節　医療救護体制・福祉支援体制の整備」を準用する。</u>	地震編との重複
	第11節　避難対策	第11節　避難対策	
予-26	第１　目　的 （略） 第２ （略）	第１　目　的 <u>地震災害対策編　第２章　第16節の「第１　目的」を準用する。</u> 第２ （略）	地震編との重複
予-26	第３　水害、土砂災害における避難情報 １　避難情報と警戒レベル （略） 高齢者等避難 <u>及び</u> 避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 （略） ２　避難情報の発令対象区域の設定 （１）　　　（略） （２）土砂災害 （略） また、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・ <u>危険箇所</u> 等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・ <u>危険箇所</u> 等に避難情報を発令することを基本とする。さらに、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。 第４ （略）	第３　水害、土砂災害における避難情報 １　避難情報と警戒レベル （略） 高齢者等避難 <u>又は</u> 避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 （略） ２　避難情報の発令対象区域の設定 （１）　　　（略） （２）土砂災害 （略） また、土砂災害の避難情報の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域_____等を避難情報の発令の対象要素として定めておきつつ、発令時には、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域_____等に避難情報を発令することを基本とする。さらに、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令することを検討する。 第４ （略）	記述の適正化
予-29	<u>第５　避難所の確保</u> <u>１　指定避難所の指定と周知</u>	<u>（削除）</u>	第12節に統一

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>市は、県と連携し、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を受入れ、避難者が避難生活を送るために、必要十分な指定避難所をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法や収容人数等を住民に周知する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> <u>この場合、避難受入れ施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えられる施設とする。また、地域の状況により必要な場合は、民間施設についても「避難所」として提供を要請していく。</u> <u>2　指定避難所の指定基準</u> <u>（１）規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。</u> <u>（２）構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。</u> <u>（３）立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。</u> <u>（４）交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</u> <u>3　指定避難所の施設・設備の整備</u> <u>（１）避難所の施設の整備</u> <u>市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u> <u>（２）物資等の備蓄</u> <u>市は、指定避難所又は備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等にも配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u> <u>4　避難所の運営・管理</u> <u>市及び各避難所の運営者は、避難所の運営・管理にあたっては、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年８月策定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u>		第12節に統一

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>（１）市は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理に必要な知識等の住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u> <u>（２）避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。</u> <u>（３）避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備する。</u> <u>（４）避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるように、事前に運営体制を検討する。</u> <u>（５）運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成しておく。</u> <u>（６）市は、避難者情報の収集に際し、個人情報保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で、実施ルールを定めるよう努める。</u> <u>（７）指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。</u> <u>（８）より早い段階での避難所の衛生状況の改善と感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討する。</u> <u>（９）ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備する。</u> <u>（10）新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u> <u>感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県の新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」（令和 2 年 6 月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u> <u>（11）指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u> <u>5　県有施設を指定避難所とする場合の対応</u> <u>市は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分（施設ごとの個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。</u> <u>6　学校教育施設を指定避難所とする場合の対応</u> <u>（１）運営体制等についての協議</u> <u>市は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、あらかじめ</u>		第 12 節に統一

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。</u> <u>（２）防災機能の強化</u> <u>市及び県は、公立の義務教育諸学校等施設については耐震化を推進するとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の避難場所として、防災機能の強化に努める。</u> <u>７　福祉避難所の確保</u> <u>（１）福祉避難所の指定及び整備</u> <u>市は、県と連携を図りながら、社会福祉施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して生活ができるよう配慮がなされた施設や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定避難所を指定し、整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> <u>また、市は、福祉避難所として、要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するように努める。</u> <u>（２）福祉避難所の公示</u> <u>市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>また、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> <u>（３）福祉避難所の指定基準</u> <u>イ　バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u> <u>ロ　災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。</u> <u>ハ　災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。</u> <u>（４）他市町村での受入れ拠点の確保</u> <u>市は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</u> <u>８　広域避難の対策</u> <u>市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫・減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制</u>		第 12 節に統一

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u> <u>県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。</u>		第 12 節に統一
予-32	第 6　避難路の確保 （略）	第 5　避難路の確保 <u>地震災害対策編　第 2 章　第 16 節の「第 4　避難路の確保」を準用する。</u>	地震編との重複
予-32	（新設） （略）	第 6　避難路等の整備 <u>地震災害対策編　第 2 章　第 16 節の「第 5　避難路等の整備」を準用する。</u>	地震編との整合
予-32	第 7　避難行動要支援者の支援方策 （略） 第 8　教育機関における対応 （略） 第 9　避難計画の作成 （略） 第 10　（略）	第 7　避難行動要支援者の支援方策 <u>地震災害対策編　第 2 章　第 16 節の「第 6　避難行動要支援者の支援方策」を準用する。</u> 第 8　教育機関における対応 <u>地震災害対策編　第 2 章　第 16 節の「第 8　教育機関における対応」を準用する。</u> 第 9　避難計画の作成 <u>地震災害対策編　第 2 章　第 16 節の「第 9　避難計画の作成」を準用する。</u> 第 10　（略）	地震編との重複
予-33	第 11　避難の長期化対策 <u>1　栄養状況調査の実施</u> <u>避難生活の長期化が見込まれる場合、早期の栄養状況調査の実施と、その結果に基づく、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供が必要である。</u> <u>避難所の栄養調査は被災者の健康維持においては重要であることから、市及び県は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。</u> <u>2　生活環境の確保</u> <u>市は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど要配慮者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</u>	（削除）	第 12 節に統一
予-34	第 12　避難所における愛護動物の対策 <u>市は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。</u> <u>また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</u>	（削除）	第 12 節に統一

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
予-33	<u>第 13 節 応急仮設住宅対策</u> <u>市及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、洪水、高潮、土砂災害、火山災害、雪崩災害等の各種災害に対する安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、（一社）プレハブ建築協会及び宮城県木造応急仮設住宅建設協議会と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。</u>	（削除）	第 12 節に統一
予-34	（新設）	第 12 節 避難受入れ対策	節の新設
	（略）	<u>地震災害対策編 第 2 章の「第 17 節 避難受入れ対策」を準用する。</u>	地震編との整合
	第 12 節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保	第 13 節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保	
予-34	（略）	<u>地震災害対策編 第 2 章の「第 18 節 食料、飲料水、燃料及び生活物資の確保」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 13 節 ボランティアのコーディネート	第 14 節 ボランティアのコーディネート	
予-34	（略）	<u>地震災害対策編 第 2 章の「第 19 節 ボランティアのコーディネート」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 14 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	第 15 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策	
予-34	（略）	<u>地震災害対策編 第 2 章の「第 20 節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 15 節 災害廃棄物対策	第 16 節 災害廃棄物対策	
予-34	（略）	<u>地震災害対策編 第 2 章の「第 21 節 災害廃棄物対策」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 16 節 防災知識の普及	第 17 節 防災知識の普及	
予-35	第 1 目 的 （略）	第 1 目 的 <u>地震災害対策編 第 2 章 第 17 節の「第 1 目的」を準用する。</u>	地震編との重複
予-35	第 2 防災知識の普及、徹底 1 職員への防災知識の普及 <u>市は、災害発生時</u> <u>には</u> _____ 災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、 _____ 職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、災害 時における迅速・的確な対応ができるよう、防災意識及び知識の普及徹底を図る。 （１） （略） （２）職員研修の実施 防災教育は、各部、各課、各機関 <u>ごとに</u> _____、職場研修、国・県の研修制度等を活用し、職員の防災研修を実施するとともに、各種防災訓練への積極的参加を促進し、災害時活動の習熟の徹底を図る。	第 2 防災知識の普及、徹底 1 職員への防災知識の普及 _____ 災害発生時 <u>の市及び防災関係機関は、</u> 災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、 <u>それぞれの</u> 職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、災害時における迅速・的確な対応ができるよう、防災意識及び知識の普及徹底を図る。 （１） （略） （２）職員研修の実施 防災教育は、各部、各課、各機関 <u>において行い、</u> 職場研修、国・県の研修制度等を活用し、職員の防災研修を実施するとともに、各種防災訓練への積極的参加を促進し、災害時活動の習熟の徹底を図る。	記述の適正化
予-35	2 住民等への防災知識の普及 （略） （１） （略） （２） <u>市民向け防災イベントの開催</u> （略）	2 住民等への防災知識の普及 （略） （１） （略） （２） <u>防災とボランティア関連行事の実施</u> （略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	（３） （略） （新設） （<u>４</u>） （略） （新設）	（３） （略） <u>（４）ハザードマップ等の活用</u> 市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。 また、ハザードマップ等の配布又はホームページの掲載に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないことを、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあることから、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。 （５） （略） <u>（６）普及・啓発の実施</u> 市は、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工業団体、その他の公共的団体、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、研修教材の貸出等の多種多様な媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、座談会等の開催により普及・啓発を図る。 <u>【住民等への普及・啓発を図る事項】</u> <u>①災害危険性に関する情報</u> ・各地域における避難対象地区 ・孤立する可能性のある地域内集落 ・土砂災害警戒区域等に関する知識 ・風水害等の災害が発生する状況及びこれらに係る防災気象情報に関する知識など <u>②避難行動に関する知識</u> ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと ・「立退き避難」、「屋内安全確保」、「緊急安全確保」の意味、行動例 ・各地域における災害種別毎の指定緊急避難場所及び避難路に関する知識 ・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ・各地域における避難情報の伝達方法など <u>③家庭内での予防・安全対策</u> ・「最低３日間、推奨１週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ・保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え ・出火防止等の対策の内容（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用	「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	（新設） （新設）	<u>火災警報器の設置等）</u> <u>・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めることなど</u> <u>④災害時にとるべき行動</u> <u>・近隣の人々と協力して行う救助活動</u> <u>・自動車運行の自粛</u> <u>・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時に取るべき行動</u> <u>・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。</u> <u>・様々な条件下 家屋内、路上、自動車運転中等でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動など</u> <u>⑤その他</u> <u>・正確な情報入手の方法</u> <u>・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容</u> <u>・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」</u> <u>・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> <u>・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> <u>・集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることなど</u> <u>（７）要配慮者及び観光客等への配慮</u> <u>市は、防災知識等の普及にあたり、多言語パンフレット等の作成・配布や障がい者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に考慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）のニーズの違いに十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。また、本市に来訪する観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、本市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。</u> <u>（８）災害時の連絡方法の普及</u> <u>東日本電信電話（株）宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171）の利用推進を図り、県及び市町村は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</u> <u>また、携帯電話各事業者は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線ＬＡＮスポットにおけるＷｉ－Ｆｉ接続サービスなどの普及を促進する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ
予-38	第３ 学校等教育機関における防災教育 （略） 第４ 市民の取組み （略）	第３ 学校等教育機関における防災教育 <u>地震災害対策編 第２章 第23節の「第３ 学校等教育機関における防災教育」を準用する。</u> 第４ 市民の取組み <u>地震災害対策編 第２章 第23節の「第４ 市民の取組み」を準用する。</u>	地震編との重複

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	第 17 節　防災訓練の実施	第 18 節　防災訓練の実施	条項のずれ
予-39	第 1　目　的 （略）	第 1　目　的 <u>地震災害対策編　第２章　第 24 節の「第 1　目的」を準用する。</u>	地震編との重複
予-39	第 2　　　（略）	第 2　　　（略）	
予-40	第 3　防災関係機関の防災訓練 （略）	第 3　防災関係機関の防災訓練 <u>地震災害対策編　第２章　第 24 節の「第 3　防災関係機関の防災訓練」を準用する。</u>	地震編との重複
予-40	（新設）	第 4　救助・救急関係機関の教育訓練 <u>地震災害対策編　第２章　第 24 節の「第 4　救助・救急関係機関の教育訓練」を準用する。</u>	地震編との整合
予-40	第 4　学校等の防災訓練 （略）	第 5　学校等の防災訓練 <u>地震災害対策編　第２章　第 24 節の「第 5　学校等の防災訓練」を準用する。</u>	地震編との重複 条項のずれ
予-40	第 5　企業等の防災訓練 （略）	第 6　企業等の防災訓練 （略）	条項のずれ
予-40	第 6　救助・救急関係機関の教育訓練 <u>救助・救急関係省庁、地方公共団体及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</u>	（削除）	第 4 へ移設
	第 18 節　地域における防災体制	第 19 節　地域における防災体制	
予-42	（略）	<u>地震災害対策編　第２章の「第 25 節　地域における防災体制」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 19 節　企業等の防災対策の推進	第 20 節　企業等の防災対策の推進	条項のずれ
予-43	第 1　目　的 （略） 第 2 及び第 3　　　（略）	第 1　目　的 <u>地震災害対策編　第２章　第 26 節の「第 1　目的」を準用する。</u> 第 2 及び第 3　　　（略）	地震編との重複
	第 20 節　災害種別毎予防対策	第 21 節　災害種別毎予防対策	条項のずれ
予-46	第 1　火災予防対策 1　目的 （略） 2　　　（略） 3　情報の収集・伝達体制の整備 <u>地震災害対策編　第２章　第 15 節　第 2 の「1　情報の収集・伝達体制の整備」を準用する。</u> 4　防災活動の促進 （略） （１）から（３）まで　　　（略） （４）民間防火組織の育成 （略） 火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、 <u>火を扱う機会の</u>	第 1　火災予防対策 1　目的 <u>地震災害対策編　第２章　第 15 節の「第 1　目的」を準用する。</u> 2　　　（略） 3　情報の収集・伝達体制の整備 <u>地震災害対策編　第２章　第 15 節　第 2 の「1　情報の収集・伝達体制の整備」を準用する。</u> 4　防災活動の促進 （略） （１）から（３）まで　　　（略） （４）民間防火組織の育成 （略） 火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、 <u>家庭における</u>	「県地域防災計画」の 記載内容との整合 記述の適正化 地震編との重複

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>多い一般家庭婦人に対する啓発</u>も重要であることから、幼 少年消防クラブ及び<u>婦人</u>防火クラブの結成と育成について指導する。 （５）　　　（略）	<u>火災予防に関する知識の習得、地域全体の防火意識の高揚など</u>も重要であることから、幼 少年消防クラブ及び<u>女性</u>防火クラブの結成と育成について指導する。 （５）　　　（略）	
予-47	５　消防組織の充実強化 　　（略） ６　　　（略） ７　消防団の育成 　　（略） ８　火災予防措置 　　（略） ９　消防計画の充実強化 　　（略） 10　　　（略）	５　消防組織の充実強化 <u>地震災害対策編　第２章　第15節　第３の「１　消防組織の充実化」を準用する。</u> ６　　　（略） ７　消防団の育成 <u>地震災害対策編　第２章　第15節　第３の「３　消防団の育成」を準用する。</u> ８　火災予防措置 <u>地震災害対策編　第２章　第15節　第３の「５　火災予防措置」を準用する。</u> ９　消防計画の充実強化 <u>地震災害対策編　第２章　第15節の「第５　消防計画の充実強化」を準用する。</u> 10　　　（略）	地震編との重複
予-47	第２　林野火災予防対策 １　目的 　　林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、<u>一旦</u>大きくなった火災 は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このた め、<u> </u>未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止 のため、必要な事業の施行、資機　材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。 ２及び３　　　（略） ４　広報宣伝の充実 　　市及び関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生する恐 れがあるときは、広報<u> </u>、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起 し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備を する。 （１）及び（２）　　　（略） （３）ポスター、標識板等の設置 　　屋内外、<u>交通機関、駅、</u>登山口、林道及び作業道等の入り口へポスター、標識板、立看 板、<u>警報旗、懸垂幕</u>等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。 （４）報道機関等による啓発・宣伝 　　火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、<u>公民館等公共 施設、</u>学校等の協力を得て、<u> </u>新聞及び市並びに関係機関が作成・配 布する広報紙への記事掲載、<u>ポスターの掲示等により、 </u>啓発・<u>宣伝</u>を行 う。 <u>（５）チラシ、パンフレット等の配布　啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ス テッカー等を作成して配布する。</u> <u>（６）</u>　　　（略） ５及び６　　　（略）	第２　林野火災予防対策 １　目的 　　林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、<u>いったん</u>大きくなった火災 は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このた め、<u>消防関係機関は林野火災の</u>未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止 のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努める。 ２及び３　　　（略） ４　広報宣伝の充実 　　市及び関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発表等林野火災の発生する恐 れがあるときは、広報<u>宣伝</u>、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起 し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備を する。 （１）及び（２）　　　（略） （３）ポスター、標識板等の設置 　　屋内外、<u> </u>登山口、林道及び作業道等の入り口へポスター、標識板、立看 板<u> </u>等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。 （４）報道機関等による啓発・宣伝 　　火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、<u> </u> <u> </u>学校等の協力を得て、<u>ラジオ等による広報、</u>新聞及び市並びに関係機関が作成・配 布する広報紙への記事掲載、<u>市ホームページ及びＳＮＳを活用した普及・</u>啓発<u> </u>を行 う。 （削除） <u>（５）</u>　　　（略） ５及び６　　　（略）	「県地域防災計画」の 記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>7　巡視・監視体制の徹底</u> <u>3月上旬から5月上旬の山火事危険期に、市山火事巡視員による山火事監視を実施する。</u> <u>8</u> （略） <u>9</u> （略）	（削除） <u>7</u> （略） <u>8</u> （略）	「県地域防災計画」の 記載内容との整合 条項ずれ
予-49	第3　危険物等災害予防対策 （略）	第3　危険物等災害予防対策 <u>地震災害対策編　第2章の「第8節　危険物施設等の予防対策」を準用する。</u>	地震編との重複
予-50	第4　鉄道災害予防対策 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招 <u>きかねないので</u> 、事故災害防止のため、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保　守管理に努める。 （略） 第5 （略） 第6　道路災害予防対策 1 及び 2　　　（略） 3 道路施設等の整備 （略） （1）　　　（略） （2） <u>橋りょう</u> 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、 <u>橋りょう</u> 補強工事を実施する。 （3）及び（4）　　　（略） 4 から 10 まで　　　（略）	第4　鉄道災害予防対策 鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招 <u>くおそれがあることから</u> 、事故災害防止のため、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努める。 （略） 第5 （略） 第6　道路災害予防対策 1 及び 2　　　（略） 3 道路施設等の整備 （略） （1）　　　（略） （2） <u>橋梁</u> 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、 <u>橋梁</u> 補強工事を実施する。 <u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u> （3）及び（4）　　　（略） 4 から 10 まで　　　（略）	「県地域防災計画」の 記載内容との整合
	第 <u>21</u> 節　複合災害対策	第 <u>22</u> 節　複合災害対策	
予-53	（略）	<u>地震災害対策編　第2章の「第27節　複合災害対策」を準用する。</u>	地震編との重複

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表																																																																																											
頁		現行（令和５年６月）				修正後				備考																																																																																	
		第３章　災害応急対策 〔速やかで淀みのない災害応急対策の活動計画〕				第３章　災害応急対策 〔速やかで淀みのない災害応急対策の活動計画〕																																																																																					
		第１節　防災気象情報の伝達				第１節　防災気象情報の伝達																																																																																					
		第１（略） 第２　防災気象情報等 （略） １　気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報 （１）防災気象情報報及びその活用 <table><tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="2">概　　要</th></tr><tr><td rowspan="4">特　別　警　報</td><td>大雨特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td rowspan="6">警　　報</td><td>大　雨　警　報</td><td colspan="2">（略） 高齢者等<u>の避難が必要</u>とされる警戒レベル３に相当</td></tr><tr><td>洪　水　警　報</td><td colspan="2"><u>河川</u>の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の<u>避難が必要</u>とされる警戒レベル３に相当</td></tr><tr><td>大　雪　警　報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴　風　警　報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴　風　雪　警　報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>				種　　類		概　　要		特　別　警　報	大雨特別警報	（略）		大雪特別警報	（略）		暴風特別警報	（略）		暴風雪特別警報	（略）		（略）				警　　報	大　雨　警　報	（略） 高齢者等 <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル３に相当		洪　水　警　報	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル３に相当		大　雪　警　報	（略）		暴　風　警　報	（略）		暴　風　雪　警　報	（略）					第１（略） 第２　防災気象情報等 （略） １　気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報 （１）防災気象情報報及びその活用 <table><tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="2">概　　要</th></tr><tr><td rowspan="4">特　別　警　報</td><td>大雨特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>大雪特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴風特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴風雪特別警報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="4">（略）</td></tr><tr><td rowspan="6">警　　報</td><td>大　雨　警　報</td><td colspan="2">（略） 高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル３に相当</td></tr><tr><td>洪　水　警　報</td><td colspan="2"><u>上流域</u>での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等<u>が危険な場所から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル３に相当</td></tr><tr><td>大　雪　警　報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴　風　警　報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>暴　風　雪　警　報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr></table>				種　　類		概　　要		特　別　警　報	大雨特別警報	（略）		大雪特別警報	（略）		暴風特別警報	（略）		暴風雪特別警報	（略）		（略）				警　　報	大　雨　警　報	（略） 高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル３に相当		洪　水　警　報	<u>上流域</u> での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル３に相当		大　雪　警　報	（略）		暴　風　警　報	（略）		暴　風　雪　警　報	（略）					記述の修正	
種　　類		概　　要																																																																																									
特　別　警　報	大雨特別警報	（略）																																																																																									
	大雪特別警報	（略）																																																																																									
	暴風特別警報	（略）																																																																																									
	暴風雪特別警報	（略）																																																																																									
（略）																																																																																											
警　　報	大　雨　警　報	（略） 高齢者等 <u>の避難が必要</u> とされる警戒レベル３に相当																																																																																									
	洪　水　警　報	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等の <u>避難が必要</u> とされる警戒レベル３に相当																																																																																									
	大　雪　警　報	（略）																																																																																									
	暴　風　警　報	（略）																																																																																									
	暴　風　雪　警　報	（略）																																																																																									
種　　類		概　　要																																																																																									
特　別　警　報	大雨特別警報	（略）																																																																																									
	大雪特別警報	（略）																																																																																									
	暴風特別警報	（略）																																																																																									
	暴風雪特別警報	（略）																																																																																									
（略）																																																																																											
警　　報	大　雨　警　報	（略） 高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル３に相当																																																																																									
	洪　水　警　報	<u>上流域</u> での降雨や融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 高齢者等 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル３に相当																																																																																									
	大　雪　警　報	（略）																																																																																									
	暴　風　警　報	（略）																																																																																									
	暴　風　雪　警　報	（略）																																																																																									
		<table><tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="2">発　　表　　基　　準</th></tr><tr><td rowspan="6">注　意　報</td><td>大雨注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td colspan="2"><u>河川</u>の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備え</u>、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、<u>自らの避難行動の確認が必要</u>とされる警戒レベル２である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table>				種　　類		発　　表　　基　　準		注　意　報	大雨注意報	（略）		洪水注意報	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備え</u> 、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 <u>自らの避難行動の確認が必要</u> とされる警戒レベル２である。		大雪注意報	（略）		強風注意報	（略）		風雪注意報	（略）		濃霧注意報	（略）		<table><tr><th colspan="2">種　　類</th><th colspan="2">発　　表　　基　　準</th></tr><tr><td rowspan="6">注　意　報</td><td>大雨注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>洪水注意報</td><td colspan="2"><u>上流域</u>での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u>、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。</td></tr><tr><td>大雪注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>強風注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>風雪注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>濃霧注意報</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table>				種　　類		発　　表　　基　　準		注　意　報	大雨注意報	（略）		洪水注意報	<u>上流域</u> での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。		大雪注意報	（略）		強風注意報	（略）		風雪注意報	（略）		濃霧注意報	（略）		記述の修正																																			
種　　類		発　　表　　基　　準																																																																																									
注　意　報	大雨注意報	（略）																																																																																									
	洪水注意報	<u>河川</u> の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備え</u> 、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、 <u>自らの避難行動の確認が必要</u> とされる警戒レベル２である。																																																																																									
	大雪注意報	（略）																																																																																									
	強風注意報	（略）																																																																																									
	風雪注意報	（略）																																																																																									
	濃霧注意報	（略）																																																																																									
種　　類		発　　表　　基　　準																																																																																									
注　意　報	大雨注意報	（略）																																																																																									
	洪水注意報	<u>上流域</u> での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。																																																																																									
	大雪注意報	（略）																																																																																									
	強風注意報	（略）																																																																																									
	風雪注意報	（略）																																																																																									
	濃霧注意報	（略）																																																																																									

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表											
頁		現行（令和５年６月）				修正後				備考	
			雷 注 意 報	（略） また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。			雷 注 意 報	（略） また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起を付加する　こともある。急な強い雨についても雷注意報で呼びかけられる。			
			乾 燥 注 意 報	（略）			乾 燥 注 意 報	（略）			
			霜 注 意 報	（略）			霜 注 意 報	（略）			
			低 温 注 意 報	（略）			低 温 注 意 報	（略）			
										記述の修正	
		種　　類	発　表　基　準			種　　類	発　表　基　準				
		土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	（略） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。			土砂キキクル(大雨警報（土砂災害）の危険度分布)	（略） <u>（色に相当する避難情報の警戒レベル）</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。				
		浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	（略） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。			浸水キキクル(大雨警報（浸水害）の危険度分布)	（略） <u>（色に相当する避難情報の警戒レベル）</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。				
		洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	（略） ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）： <u>避難に備え</u> ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 <u>中小河川においては、極めて急激な水位上昇が発生するため、水位上昇の「予測」を示す「洪水警報の危険度分布」の薄い紫が出現した時点で、水位計や監視カメラ等で河川の「現況」も確認した上で、速やかに避難勧告発令や避難行動開始の判断をすることが重要。</u>			洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	（略） <u>（色に相当する避難情報の警戒レベル）</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当 ・「注意」（黄）： <u>ハザードマップによる</u> 災害リスクの <u>再確認等、避難に備え</u> 、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当 				

登米市地域防災計画

〔 風水害等災害対策編 〕

新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）		修正後		備考
	早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（_____東部、_____西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、 <u>明日までの期間に</u> 〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	早期注意情報（警報級の可能性）	５日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（ <u>宮城県</u> 東部、 <u>宮城県</u> 西部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県）で発表される。 大雨に関して、_____〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。	
	<u>府県</u> 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意 <u>を喚起する</u> _____場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の <u>注意</u> _____を解説する場合等に発表される。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	<u>宮城県</u> 気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・ <u>警戒を呼びかける</u> _____場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の <u>留意点</u> _____を解説する場合等に発表される。 <u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する宮城県気象情報」が速やかに発表される。</u> <u>また、大雨による災害発生の危険性が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する宮城県気象情報」が発表される。</u> <u>なお、大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し分のみの宮城県気象情報が発表される場合がある。</u>	
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。 <u>避難が必要</u> _____とされる警戒レベル４に相当。	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒を呼びかける情報で、宮城県と仙台管区気象台から共同で発表される。 なお、市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。 <u>危険な場所から避難する必要がある</u> _____とされる警戒レベル４に相当。	
	竜巻注意情報	（略）	竜巻注意情報	（略）	
	記録的短時間大雨情報	（略）	記録的短時間大雨情報	（略）	
（注１）（略）		（注１）（略）			
	（注２）大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに <u>_____</u> 発表される。 （略）		（注２）大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに <u>現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示して</u> 発表される。 （略）		記述の修正

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考																
	（注３）<u>地面現象</u> 及び浸水 <u>警報・</u>注意報は、その<u>警報及び</u>注意報事項を<u>気象警報及び</u>気象注意報に _____ 含めて行われる。 <u>地面現象</u>の特別警報は、<u>大雨特別警報に含めて</u>「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。 _____ （注４）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川<u>洪水注意報及び警報</u>を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。 （水防活動用）警報・注意報の一覧は別表６のとおり。	（注３）<u>土砂崩れ注意報</u>及び浸水 _____ 注意報は、その _____ 注意報事項を _____ 気象注意報に、<u>土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ</u>含めて行われる。 <u>土砂崩れ</u> 特別警報は、 _____ 「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。 <u>浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。</u> （注４）水防活動の利用に適合する（水防活動用）気象、高潮、洪水及び津波についての注意報及び警報は、指定河川<u>予報</u> _____ を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。 （水防活動用）警報・注意報の一覧は別表６のとおり。	記述の修正																
	（別表１）から（別表６）まで （略） （図略）	（別表１）から（別表６）まで （略） （図略）																	
	２ 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する洪水予報 気象業務法第１４条の２第２項、第３項及び水防法第１０条第２項、第３項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、 _____ あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報は<u>下表のとおりであり</u>、警戒レベル２～５に相当する。 <u>また</u>、洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。 _____ _____	２ 東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同で発表する洪水予報 気象業務法第１４条の２第２項、第３項及び水防法第１０条第２項、第３項の規定により、東北地方整備局河川（国道）事務所または宮城県と仙台管区气象台が共同して、河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、 <u>県が</u> あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報<u>で</u> _____ 、警戒レベル２～５に相当する。 _____洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。 <u>また、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の洪水予報を発表する。この情報は、宮城県気象情報として発表する。</u>	記述の修正																
	□ 洪水予報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で<u>あり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す</u>警戒レベル５に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に達したとき、<u>または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると</u> _____ 見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>に対する</u>対応を求める段階であり、避難指示<u>の</u>発令<u>の</u>判断の参考とする。 危険な場所<u>からの避難が必要</u> _____ とされる警戒レベル４に相当。</td></tr></table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で <u>あり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す</u> 警戒レベル５に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、 <u>または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると</u> _____ 見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>に対する</u> 対応を求める段階であり、避難指示 <u>の</u> 発令 <u>の</u> 判断の参考とする。 危険な場所 <u>からの避難が必要</u> _____ とされる警戒レベル４に相当。	□ 洪水予報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>標 題</th><th>概 要</th></tr><tr><td rowspan="2">洪水警報</td><td>氾濫発生情報</td><td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、<u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u> _____ 警戒レベル５に相当。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報</td><td>氾濫危険水位に達したとき、<u>氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が</u>見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生<u>への</u> _____ 対応を求める段階であり、避難指示 _____ 発令 _____ 判断の参考とする。 危険な場所<u>から避難する必要がある</u>とされる警戒レベル４に相当。</td></tr></table>	種 類	標 題	概 要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、 <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u> _____ 警戒レベル５に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、 <u>氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が</u> 見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>への</u> _____ 対応を求める段階であり、避難指示 _____ 発令 _____ 判断の参考とする。 危険な場所 <u>から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル４に相当。	記述の修正
種 類	標 題	概 要																	
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で <u>あり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す</u> 警戒レベル５に相当。																	
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、 <u>または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると</u> _____ 見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>に対する</u> 対応を求める段階であり、避難指示 <u>の</u> 発令 <u>の</u> 判断の参考とする。 危険な場所 <u>からの避難が必要</u> _____ とされる警戒レベル４に相当。																	
種 類	標 題	概 要																	
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、 <u>命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる</u> _____ 警戒レベル５に相当。																	
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、 <u>氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇により間もなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が</u> 見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生 <u>への</u> _____ 対応を求める段階であり、避難指示 _____ 発令 _____ 判断の参考とする。 危険な場所 <u>から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル４に相当。																	

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）			修正後			備考
		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難 の 発令 の 判断の参考とする。 高齢者等 は危険な場所からの避難が必要 とされる警戒レベル3に相当。		氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難 の 発令 の 判断の参考とする。 高齢者等 は危険な場所からの避難が必要 <u>が危険な場所から避難する必要がある</u> とされる警戒レベル3に相当。	記述の修正 名称変更による修正
	洪水注意報	氾濫注意情報	（略） 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団 の 出動の参考とする。 （略）	洪水注意報	氾濫注意情報	（略） 氾濫の発生に対する注意を求める段階であり、水防団 の <u>出動</u> の参考とする。 （略）	
	3及び4（略）			3及び4（略）			
	第3（略）			第3（略）			
	（1）から（3）まで（略）			（1）から（3）まで（略）			
	図1 仙台湾気象台からの気象警報等の伝達系統図			図1 仙台湾気象台からの気象警報等の伝達系統図			

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	図２　水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合） <pre> graph TD A[東北地方整備局] <--> B["東北地方整備局 北上川下流河川事務所"] B --> C[関係出張所] B -- "防災行政無線等・広報車" --> D[登米市] D -.-> E[住民] D --> F[関係機関等] D --> G[消防本部] G --> H[雨量・水位観測所] I[県水防本部 (河川課)] --> J[東部土木事務所登米地域事務所] I -- "必要に応じ" --> K[報道機関] J --> L["県復興・危機管理総務課"] J --> M["県保健福祉総務課"] J --> N[警察本部警備課] L --> O[関係機関] M --> P[関係機関] N --> Q[佐沼警察署 登米警察署] Q --> R[交番・駐在所] K --> S(()) S --- T[] </pre>	図２　水防警報伝達系統図（国土交通大臣が発令する場合） <pre> graph TD A[東北地方整備局] <--> B["東北地方整備局 北上川下流河川事務所"] B --> C[関係出張所] B -- "防災行政無線等・広報車" --> D[登米市] D -.-> E[住民] D --> F[関係機関等] D --> G[消防本部] G --> H[雨量・水位観測所] I[県水防本部 (河川課)] --> J[東部土木事務所登米地域事務所] I -- "必要に応じ" --> K[報道機関] J --> L["県防災推進課"] J --> M["県保健福祉総務課"] J --> N[警察本部警備課] L --> O[関係機関] M --> P[関係機関] N --> Q[佐沼警察署 登米警察署] Q --> R[交番・駐在所] K --> S(()) S --- T[] </pre>	名称変更による修正
	図３　水防警報伝達系統図（知事が発令する場合） <pre> graph TD A[東北地方整備局] <--> B["東北地方整備局 北上川下流河川事務所"] B --> C[関係出張所] B -- "防災行政無線等・広報車" --> D[登米市] D -.-> E[住民] D --> F[関係機関等] D --> G[消防本部] G --> H[雨量・水位観測所] I[県水防本部 (河川課)] --> J[東部土木事務所登米地域事務所] I -- "必要に応じ" --> K[報道機関] J --> L["県復興・危機管理総務課"] J --> M["県保健福祉総務課"] J --> N[警察本部警備課] L --> O[関係機関] M --> P[関係機関] N --> Q[佐沼警察署 登米警察署] Q --> R[交番・駐在所] K --> S(()) S --- T[] </pre>	図３　水防警報伝達系統図（知事が発令する場合） <pre> graph TD A[東北地方整備局] <--> B["東北地方整備局 北上川下流河川事務所"] B --> C[関係出張所] B -- "防災行政無線等・広報車" --> D[登米市] D -.-> E[住民] D --> F[関係機関等] D --> G[消防本部] G --> H[雨量・水位観測所] I[県水防本部 (河川課)] --> J[東部土木事務所登米地域事務所] I -- "必要に応じ" --> K[報道機関] J --> L["県防災推進課"] J --> M["県保健福祉総務課"] J --> N[警察本部警備課] L --> O[関係機関] M --> P[関係機関] N --> Q[佐沼警察署 登米警察署] Q --> R[交番・駐在所] K --> S(()) S --- T[] </pre>	名称変更による修正

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考
	図4 指定河川洪水予報伝達系統図 (注) 気象台からの通知 → : 法律による通知 → : 周知協力 → : その他 (共同) (財)河川情報センター 仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所 仙台管区气象台 関係機関 東北地方整備局 宮城県(河川課) 日本放送協会仙台放送局 仙台放送 宮城テレビ 東北放送 東日本放送 エフエム仙台 NTT東日本(株) 警報のみ JR東日本(株) 仙台支社 東北電力(株) 県警察本部 陸上自衛隊東北方面総監部 東北管区警察局 東北運輸局 仙台市消防局 地下空間管理部局 釜房ダム管理所 七ヶ宿ダム管理所 仙台河川国道事務所各出張所 鳴瀬川総合開発工事事務所 鳴子ダム管理所 北上川下流河川事務所各出張所 ダム総合事務所 東部土木事務所登米地域事務所 県保健福祉総務課 県防災砂防課 復興・危機管理総務課 一般住民 防災行政無線等 市町村 関係警察署 交番・駐在所 雨量・水位観測所 地方振興事務所 消防本部(局) (注) 水防法第10条第2項の規程による指定河川の洪水警報のNTT東日本(株)への通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。 (注) 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。	図4 指定河川洪水予報伝達系統図 (注) 気象台からの通知 → : 法律による通知 → : 周知協力 → : その他 (共同) (財)河川情報センター 仙台河川国道事務所 北上川下流河川事務所 仙台管区气象台 関係機関 東北地方整備局 宮城県(河川課) 日本放送協会仙台放送局 仙台放送 宮城テレビ 東北放送 東日本放送 エフエム仙台 NTT東日本(株) 警報のみ JR東日本(株) 仙台支社 東北電力(株) 県警察本部 陸上自衛隊東北方面総監部 東北管区警察局 東北運輸局 仙台市消防局 地下空間管理部局 釜房ダム管理所 七ヶ宿ダム管理所 仙台河川国道事務所各出張所 鳴瀬川総合開発工事事務所 鳴子ダム管理所 北上川下流河川事務所各出張所 ダム総合事務所 東部土木事務所登米地域事務所 県保健福祉総務課 県防災砂防課 防災推進課 一般住民 防災行政無線等 市町村 関係警察署 交番・駐在所 雨量・水位観測所 地方振興事務所 消防本部(局) (注) 水防法第10条第2項の規程による指定河川の洪水警報のNTT東日本(株)への通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。 (注) 地下空間管理部局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。	名称変更による修正

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

[illegible]

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	第２　警戒体制 市及び防災関係機関は、<u>防災</u> 気象情報を収集・把握し、状況に応じ、<u>市災害対策本部要綱及び市災害対策警戒配備要領に基づき、必要な</u>警戒体制をとる。 第３　水防活動 <u>　　</u> 洪水等による災害が発生する<u>恐れ</u> がある場合 <u>　</u>、<u>市及び防災</u>関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。 <u>　　水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせ、洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値も活用し、水位上昇のおそれを把握する。また、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。</u> <u>１</u> （略） <u>２</u> （略） <u>３</u> （略）	第２　警戒体制 市及び防災関係機関は、<u>雨量、河川の水位等の</u>気象情報を収集・把握し、状況に応じ<u>た</u> <u>　　</u>警戒体制をとる。 第３　水防活動 <u>１</u> 洪水等による災害が発生する<u>おそれ</u>がある場合 <u>は</u>、<u>　　</u>関係機関は設定したタイムラインに沿って、水防活動を実施する。 <u>２</u> <u>水防警報を受信した水防管理者、その他関係機関は、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）の警報段階に応じ、速やかに準備あるいは出動し、水防区域の監視、警戒等の活動を行う。</u> <u>３</u> <u>水防団及び消防本部は、出水時に迅速な水防活動を行えるよう、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「紫（危険）」が出現するなど必要に応じ水防警報上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。</u> <u>４</u> <u>河川管理者及び農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作にあたり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市及び県警察に通知するとともに住民に周知する。</u> <u>５</u> <u>水防管理者は、水位観測所が設置されていない中小河川では、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報とあわせて、洪水警報の危険度分布や溪流雨量指数の予測値も活用し、水位情報のおそれを把握する。</u> <u>６</u> <u>水防管理者は、必要に応じて、委託した民間事業者により水防活動を実施する。</u> <u>なお、水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定の締結に努める。</u> <u>７</u> （略） <u>８</u> （略） <u>９</u> （略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合条項ずれ
	第４　土砂災害警戒活動 １　警戒体制及び巡視 （１） （略） （２）警戒体制 ア　警戒体制をとるべき時期 市長は、県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>の警戒活動を行なうとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、次の項目に該当した場合に警戒体制に就き、住民に対し避難情報の必要な措置を講じる。	第４　土砂災害警戒活動 １　警戒体制及び巡視 （１） （略） （２）警戒体制 ア　警戒体制をとるべき時期 市長は、県及び仙台管区气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合若しくは土砂災害発生のおそれがある場合には、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒区域<u>等</u> <u>　　</u>の警戒活動を行なうとともに、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の補足情報や溪流・斜面の状況等を総合的に判断し、次の項目に該当した場合に警戒体制に就き、住民に対し避難情報の必要な措置を講じる。	記述の修正

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	①から③まで（略） イ及びウ（略） （３）及び（４）（略）	①から③まで（略） イ及びウ（略） （３）及び（４）（略）	
	２ 広報及び避難体制 （１）（略） （２）避難体制 ア 避難の指示等 （略） ①（略） ② 避難の指示 （略） 避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令することを基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、あらかじめ避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域全てに避難指示を発令する。 ③（略） イ及びウ（略） 第５（略）	２ 広報及び避難体制 （１）（略） （２）避難体制 ア 避難の指示等 （略） ①（略） ② 避難の指示 （略） 避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合は直ちに避難指示を発令することを基本とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、「危険（紫）」（実況又は予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、あらかじめ避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域全てに避難指示を発令する。 ③（略） イ及びウ（略） 第５（略）	記述の修正
	第４節 避難活動	第４節 避難活動	
	第１ 目的 市及び防災関係機関は、災害時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、_____適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 １（略） ２ 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害等） （１）リードタイムを確保できる場合にとる避難行動 警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。 ア及びイ（略） （２）緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動） 警戒レベル５緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考え	第１ 目的 _____災害時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市及び防災関係機関は、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。 １（略） ２ 住民がとるべき避難行動（洪水・土砂災害等） （１）リードタイムを確保できる場合にとる避難行動 _____高齢者等避難、_____避難指示の発令時等、避難のリードタイム（指定緊急避難場所への立退き避難に要する時間）が確保できる場合には、立退き避難を基本とし、次のいずれかの避難行動をとる。 ア及びイ（略） （２）緊急安全確保（リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動） _____緊急安全確保の発令時（※）等、立退き避難を行う必要のある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫するなどして避難することができなかった等、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考え	記述の修正

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	えられる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点での場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。 (※略)	られる場合には、立退き避難から行動を変容し、その時点での場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動する。 (※略)	
	第２　避難対策基本指針 １　基本方針 <u>避難対策については、次のとおり行う。</u> <u>（１）地区住民等を速やかに避難させるため、市及び防災関係機関は、洪水等の災害が発生する恐れがある場合に、迅速かつ適切に避難指示等の発令を行うとともに、速やかに避難所等を開設し、管理運営にあたる。</u> <u>避難準備情報の発表、避難の指示にあたっては、避難者が指定避難場所に到達するまでの時間等を考慮し、観測所の水位に基づき避難指示等を発令する。</u> <u>特に大雨・長雨等の降雨時には、河川の水量等に十分注意する。</u> <u>（２）避難のための施設は、災害により住家においては生命の安全が確保できない場合、若しくは居住不可能になった場合の一時的滞在施設として提供する。</u> <u>（３）市公共施設やスーパー・鉄道駅など不特定多数の人が利用する施設における災害発生時の避難措置は、各施設の管理者が第一義的に対応するとともに、避難完了を市に報告する。また、市は、避難措置の有無の判断その他必要な措置をとるために必要な情報の提供に努める。</u> <u>（４）災害発生後の指定施設の被災状況や避難収容状況に応じて、避難所等相互の調整を行う。</u> ２　避難所選定等の指針 <u>避難所を選定するにあたり、次に示す５つの項目から選定する。</u> <u>（１）過去の災害履歴や想定される洪水等から、指定避難所を定める。主に、市内の公立小・中学校・公民館等の地域防災拠点施設を「避難所」とする。</u> <u>（２）割り当ては、小学校区単位で行う。</u> <u>（３）収容数は、長期避難の場合をおおよその目途とする。</u> <u>（４）社会福祉施設等を「福祉避難所」とし、要配慮者優先の避難所とする。</u> <u>（５）誘導は市職員、消防団、自主防災組織により行う。併せて要所に警察署（消防署・団）署員を配置し、安全な避難行動を確保できるように協力を要請する。</u> <u>※　指定緊急避難場所等一覧　（資料編　資料 21）</u> ３　避難場所選定等の指針 <u>避難場所を選定するに当たり、次に示す２つの項目から選定する。</u> <u>（１）各地域において、日常的に身近な施設であり、距離的にも比較的至近であること。</u> <u>（２）広域な延焼火災という最悪の事態においても、市民の安全、生命を一時的に守りえる性能を持っていること。</u>	(削除)	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和5年6月）	修正後	備考															
	第3 高齢者等避難 1 市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。 (略) 2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の風水害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、 高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを、土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に推奨するよう努める。 3 夜間に備えた対応 前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において高齢者等避難を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に避難準備・高齢者等避難開始を発令することを検討する。	第2 高齢者等避難 1 市は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。 (略) 2 土砂災害 平成26年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の風水害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、土砂災害警戒区域等の住民に対し、 高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難開始することを呼びかける。 3 夜間に備えた対応 前線や、台風等により立ち退き避難が困難となる夜間・未明において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。	記述の適正化															
	第4 避難の指示等 (略) 1 実施者及び避難指示の対象者 (1) 実施者 <table><tr><th>機関の名称</th><th>避難指示を行う要件等</th><th>根拠法規</th></tr><tr><td>市長</td><td>大規模な災害等に起因して、市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、避難の指示を行う。 災害による市民等の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</td><td>災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条</td></tr><tr><td>警察官</td><td>市長から要求があったとき。 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、措置が急を要するとき。</td><td>ア・イ 災害対策基本法第61条 ウ 警察官職務執行法第4条</td></tr><tr><td>水防管理者</td><td>洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。</td><td>水防法第29条</td></tr><tr><td>知事又はその命を受けた県職員</td><td>洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。</td><td>ア 水防法第29条</td></tr></table>	機関の名称	避難指示を行う要件等	根拠法規	市長	大規模な災害等に起因して、市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、避難の指示を行う。 災害による市民等の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条	警察官	市長から要求があったとき。 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、措置が急を要するとき。	ア・イ 災害対策基本法第61条 ウ 警察官職務執行法第4条	水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条	知事又はその命を受けた県職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。	ア 水防法第29条	第3 避難の指示等 (略) 1 避難の指示等を行う者 避難の指示等を行うべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。 (1) 避難の指示等を行う者 市長（災害対策基本法第60条） 警察官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条） 水防管理者（市町村長（水防法第29条）） 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条） 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限り。（自衛隊法第94条）） (2) 警戒区域の設定権者 市長（災害対策基本法第63条） 警察官（災害対策基本法第63条） 水防団又は消防関係機関に属する者（水防法第21条） 消防吏員又は消防団員（消防法第28条、36条） 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限り。（自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条）） 2 市長の役割 市長は、大規模な災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに避難指示を発令する。また、避難指示を発令する際に、国又	「県地域防災計画」の記載内容との整合
機関の名称	避難指示を行う要件等	根拠法規																
市長	大規模な災害等に起因して、市民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、避難の指示を行う。 災害による市民等の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害対策基本法第60条 災害対策基本法第63条																
警察官	市長から要求があったとき。 市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、措置が急を要するとき。	ア・イ 災害対策基本法第61条 ウ 警察官職務執行法第4条																
水防管理者	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。	水防法第29条																
知事又はその命を受けた県職員	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施。	ア 水防法第29条																

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表					
頁	現行（令和５年６月）			修正後	備考
		<u>イ　地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施。</u>	<u>イ 地すべり等防止法 第25 条</u>	<u>は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> <u>なお、市長は、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、空振りを恐れず早期に避難指示を発令する。</u> <u>特に土砂災害や水位周知河川・下水道による水害については、突発性が高く正確な事前予測が困難であることが多いため、市長は緊急避難場所の開放を終えていない状況であっても躊躇なく避難指示を発令することとし、住民はそのような場合があり得ることに留意する。</u> <u>前線や、台風等により立退き避難が困難となる夜間・未明において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。</u>	「県地域防災計画」の 記載内容との整合 地震編との整合
	自　衛　官	<u>災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じかつ、警察官がその場にはいないとき。</u>	<u>自衛隊法第94 条</u>		
	消 防 長 又 は 消 防 署 長	<u>消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認めるとき。</u>	<u>消防法第23 条の2</u>		
	<u>（２）避難の指示の対象者</u> <u>避難の指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のための「立ち退き」を要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。</u>				
	<u>2　避難の指示を行う場合</u> <u>緊急を要する場合を除き、避難を必要とする事態の最終的判断は、災対総務部長並びに消防署・警察署等の防災関係機関からの要請を踏まえ、市長（本部長）が行う。</u> <u>なお、避難の指示を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえる観点から、河川等の洪水により避難を要する場合と、土砂災害により避難を要する場合の二つを想定する。</u>				
	<u>（１）河川等の洪水により避難を要する場合</u> <u>市長（本部長）は、次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はその恐れがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退き又はその準備を指示する。</u>				
	<u>ア　河川等が警戒水位を超え、洪水の恐れがあり、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予想されるとき。</u> <u>イ　河川の上流区域が、被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。</u> <u>ウ　仙台管区気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u> <u>エ　関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。</u> <u>オ　その他水防管理者が必要と認めたとき。</u>				
	<u>（２）土砂災害その他による場合</u> <u>ア　大雨等によりがけ崩れ、地すべり等の発生する恐れがあり、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予想されるとき。また、土砂災害警報情報が発表されたとき。</u> <u>イ　延焼火災が拡大し又は拡大する恐れがあるとき。</u> <u>ウ　爆発の恐れがあるとき。</u> <u>エ　ガスの流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。</u> <u>オ　その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。</u>				

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表									
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考						
	前記（１）、（２）等の状況により避難の指示等は、次の区分により実施する。 <table><tr><td>避難準備の呼びかけ</td><td>警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難のための立ち退きを指示する。</td></tr><tr><td>収容避難</td><td>長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難の立ち退きを指示する。</td></tr></table> 3　避難の指示の内容 避難の指示は、次のことを明らかにして行う。 〔避難の指示の内容〕 （１）避難対象地域（地区名、施設名等） （２）避難の指示等の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） （３）避難先（避難経路及び避難場所の名称） （４）その他（避難行動時の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等） 4　避難の指示の伝達等 （１）関係地域内住民等への伝達 避難の指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急告知ラジオ、防災メール、広報車、サイレン、警鐘、職員・消防団員による巡回等により伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会等その他報道機関の協力を得るなど、あらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。 また、避難情報の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。 なお、避難措置解除の連絡は、避難の指示の伝達に準じて行う。 （２）隣接市町等関係機関への通報 市長（本部長）が避難の指示を行ったとき、又は消防署長、警察官等から避難の措置を行った旨の通報を受けたとき、総務部長は、次の要領により関係機関等へ連絡する。 ア　隣接市町（防災担当） 地域住民が避難のため隣接市町内の施設をやむを得ず利用する場合が想定される。 また、避難の誘導上、経路により協力を求めなければならない場合もあるので、隣接市町に対しても連絡しておく。	避難準備の呼びかけ	警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。	避難指示	火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難のための立ち退きを指示する。	収容避難	長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難の立ち退きを指示する。		「県地域防災計画」の記載内容との整合
避難準備の呼びかけ	警報等の発表又は災害の発生が予想され、住民等を事前に避難させる必要があると認められる場合において、避難の準備を呼びかける。								
避難指示	火災、洪水又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難のための立ち退きを指示する。								
収容避難	長期間にわたる避難又は移送を必要とする場合において、避難者又は救出者の収容施設を開設し、避難の立ち退きを指示する。								

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考					
	<u>イ 県等の関係機関</u> <u>登米市消防署、佐沼警察署・登米警察署、その他県関係機関に連絡し協力の要請をする。</u>							
	<u>ウ 学校施設等の管理者</u> <u>教育部長を通じて、避難所等として利用する学校施設等の管理者に連絡し、協力を要請する。</u> <u>（３）県への報告</u> <u>総務部長は、避難の措置及びその解除について、次の事項を記録するとともに速やかにその旨を市町村被害状況報告要領に基づき、知事へ報告する。</u> <u>〔 記録事項 〕</u> <table><tr><td><u>ア 発令者</u></td><td><u>イ 発令の理由及び発令日時</u></td></tr><tr><td><u>ウ 避難の対象地域</u></td><td><u>エ 避難地</u></td></tr><tr><td><u>オ 避難世帯数及び人数</u></td><td><u>カ その他必要な事項</u></td></tr></table> <u>５ 避難の指示の解除</u> <u>市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を県知事に報告する。</u> <u>６ 警戒区域の設定</u> <u>災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を次の要領で設定する。なお、県への報告については、避難の措置及びその解除に準じて行う。</u> <u>（１）市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。ただし、危険が切迫し、市長（本部長）が発令するいとまのないときは、総務部長、建設部長・消防長等、その他の関係部長が実施する。</u> <u>この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に報告しなければならない。</u> <u>（２）警察官、消防吏員又は消防団員及び自衛官は、前記の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を市長（本部長）に通知しなければならない。</u> <u>（３）警戒区域の設定に伴う必要な措置は、総務部、建設部、消防本部、その他関係部が連携し、消防署、警察署、保健所等の防災関係機関の協力を得て実施する。</u> <u>（４）なお、警戒区域の設定が必要とされる場合については、次のようなものが想定される。</u>	<u>ア 発令者</u>	<u>イ 発令の理由及び発令日時</u>	<u>ウ 避難の対象地域</u>	<u>エ 避難地</u>	<u>オ 避難世帯数及び人数</u>	<u>カ その他必要な事項</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
<u>ア 発令者</u>	<u>イ 発令の理由及び発令日時</u>							
<u>ウ 避難の対象地域</u>	<u>エ 避難地</u>							
<u>オ 避難世帯数及び人数</u>	<u>カ その他必要な事項</u>							

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表				
頁	現行（令和５年６月）		修正後	備考
		〔警戒区域の設定が必要とされる場合〕 ア　土砂災害の危険地域 ※　崩壊危険のある建物周辺地域 ※　がけ崩れの危険のある斜面箇所 ※　宅地造成地崩壊危険のある箇所 ※　その他担当部長が必要と認める箇所 イ　施設の被害により有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域 ウ　施設の被害により爆発の危険が及ぶと予想される地域 エ　その他住民の生命を守るため必要と認められるとき		「県地域防災計画」の 記載内容との整合 地震編との整合
		（新設） 第５　避難の誘導 1　基本方針 大規模な災害が発生した場合、あらかじめ指名する避難所参集職員が自動的に参集し避難所を開設する。また、消防本部、消防署及び警察署はそれぞれ避難路、避難所等の安全確保のため必要な要員を配置するように努める。以上のような体制を前提として、次のとおり行う。 （１）避難の指示が発令された場合、市民は地域における相互扶助のもと、最寄りの避難場所若しくは安全なオープンスペースに自主的に避難する。 （２）学校・事業所等の施設においては、各施設の管理者の自主的な統制により安全な地域への誘導を行う。 （３）誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立ち退き避難から行動を変容し「緊急安全確保」の措置を講ずべきことにも留意する。		
		2　避難の誘導を行う者 （１）危険地帯における誘導 避難の指示が本部長より発令された場合、市民生活部長及び消防長は、あらかじめ指定する避難所等及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員を派遣する。 派遣された職員は、市長（本部長）から指示・情報等の収受にあたるとともに、市職員、消防団員、自主防災組織等の協力により市民等の危険地域内から安全な地域（避難所等若しくは安全なオープンスペース）への避難誘導に努める。 各地区毎の避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の消防団分団長とする。	第４　避難指示等の内容及び周知 地震災害対策編　第３章の「第３　避難の指示等の内容及び周知」を準用する。 第５　避難　誘導 1　住民等の避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団、自主防災組織等は、各行政区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難場所）への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行うとともに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害警戒区域の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。 なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合や屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、立退き避難から行動を変容し緊急安全確保の措置を講ずべきことにも留意する。 2　市は、消防職団員、市職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。	

登米市地域防災計画　〔風水害等災害対策編〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>（２）学校、事業所等の場合</u> <u>学校、幼稚園、保育所、事業所・スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、学校、幼稚園・保育所、福祉施設及び夜間多数の人が集まっている場所等においては、災害の規模、態様により必要と認められるときは、相当数の市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じる。</u> <u>（３）交通機関等の場合</u> <u>交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、各交通機関施設の組織体制により必要な措置を講じる。</u> <u>３　避難誘導</u> <u>（１）避難の手段</u> <u>原則的に徒歩による避難とするが、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。</u> <u>（２）携帯品の制限</u> <u>携帯品は、円滑な避難行動に支障を来さない最小限度のものとするが、平常時よりおおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくよう啓発に努める。</u> <u>なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。</u> <u>ア　家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）</u> <u>イ　食料（１人２食分位）、飲料水、衣類（タオル・下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等</u> <u>ウ　服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具</u> <u>エ　貴重品（多少の現金など）以外の荷物は携行しないこと。</u> <u>オ　家族のなかに避難行動要支援者がいる世帯については、紙おむつ、おぶいひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関連絡先をメモしたものを携帯する。</u>		「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>（３）避難の誘導方法</u> <u>避難の誘導方法については、災害規模、態様に応じて混乱なく迅速かつ適切に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目途</u> <u>〔避難の誘導時に留意する事項〕</u> <u>ア 避難の誘導は、避難行動要支援者、その他単独で避難することが困難な人を優先するとともに、できるかぎり早めに事前避難させる。</u> <u>イ 交差点や橋りょう等の混雑予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難グループであることを示す旗その他の標識を掲げるとともに、その旨を連呼し優先避難誘導を受けやすいよう努める。</u> <u>ウ 避難経路は、本部長又は関係部長から特に指示がないときは、避難の誘導にあたる者が指定する。原則的には、学校等の通学路を指定する。なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックがおこる恐れ等のない経路を選定し、また状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実態を確認して行うように努める。</u> <u>エ やむを得ず危険箇所のある区間を利用する場合は、その場所に標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。</u> <u>オ 夜間の場合は、照明機材を活用し、適正な誘導に努める。</u> <u>カ 浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資機材を活用し安全を期する。</u> <u>キ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができないときは、総務部長を経由し、建設部長に対して、避難道路の啓開（切り開き等）を要請する。</u> <u>〔道路の啓開（切り開き）等の要請の流れ〕</u> 誘導実施者 通 報 総務部 指 示 建設部 啓開作業班の派遣 <u>とする。</u> <u>４ 学校等における避難誘導</u> <u>学校の児童・生徒及び幼稚園・保育所等の園児の児童・幼児を集団避難させる必要があるときは、次の要領により実施する。</u> <u>（１）避難実施責任者</u> <u>学校又は幼稚園については、校長又は園長が、保育所については所長があたる。</u> <u>（２）避難の順位及び編成等</u> <u>避難の順位は年少（低学年）者を優先し、また、避難をする際の編成はクラス単位とする。</u> <u>（３）誘導責任者及び補助者</u> <u>原則として、クラス担任の教諭等を誘導責任者とするが、状況によってはクラスに居あわせた教諭等が責任者として誘導にあたる。</u> <u>（４）避難の要領、措置、注意事項</u> <u>避難は、常日ごろの避難計画に基づき混乱等を引き起こさないよう整然かつ迅速に行う。</u> <u>ア 校長等は、児童生徒等を安全な場所に避難させた後、直ちにクラス担任、学年主任等に人員を確認させ、報告させるとともに、避難状況及び、被害状況等を速やかに市教育</u>		「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>委員会等に報告する。</u> <u>イ　校長等は、万全の体制をもって、避難した児童、生徒等の安全と保護に努めるとともに、必要に応じそれぞれの関係機関と緊密な連絡をとり、適切な措置を講じる。</u> 第６　指定緊急避難場所の開放及び周知 <u>市は、発災時又は災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</u> 第７　避難路及び避難場所等の安全確保 <u>１　消防本部の任務</u> <u>消防長は、避難の指示が出された地域の住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を市長（本部長）及び警察署に通報する。</u> <u>また、市民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力する。さらに、付近にいる消防団員に対して、市民の避難誘導にあたるよう指示・連絡する。</u> <u>なお、避難指示の発令時点以降の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、避難路や避難場所等の安全確保に努めるとともに、避難所等周辺への延焼防止及び飛び火等による火災発生の防止を最優先で行う。</u> <u>２　佐沼警察署及び登米警察署の役割</u> <u>警察署長は、避難の指示等が行われた場合には、直ちに避難誘導員を要所に配置するように努める。避難誘導員は夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難の確保に努めるとともに、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、必要な広報活動を行う。特に、交差点や橋りょう等の混乱予想地点においては、避難行動要支援者を含む避難集団とそうでない集団との区分を明確にしながら、優先的な避難誘導に努める。</u> <u>また、避難場所及び避難所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び避難所等の秩序保持に努める。</u> 第８　避難所の開設・運営 （略） 第９　来訪者・入居者等の避難 <u>１　避難計画の策定等</u> <u>市の公共施設・市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により防災に関する責務を有する者は、来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定する。特に自衛消防組織を有する施設においては、自衛消防組織の活動内容に来訪者・入所者の避難計画を確立しておくこととする。また、その他多数の従業員・来訪者が勤務若しくは出入りする事業所等の管理者は施設内における従業員、来訪者の安全な避難対策を講じるよう努める。</u> <u>２　避難の完了報告</u>	（削除） （削除） 第６　避難所の開設及び運営 <u>地震災害対策編　第３章　第１２節の「第５　避難所の開設及び運営」を準用する。</u> （削除）	「県地域防災計画」の記載内容との整合 地震編との重複

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>大規模な災害が発生し避難の勧告・指示が発令されたとき、若しくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときの各施設の管理者は、次に示すとおり、市本部へ避難の完了報告を行う。なお、連絡の方法は市の施設の場合については、防災行政無線（移動系）、FAX、電話若しくは伝令による。</u> <u>ただし、NTT 電話（公衆回線）が使用できない場合の措置については、伝令による最寄りの出先機関、消防署、警察その他防災機関への通報等あらかじめ周知徹底しておく。</u> <u>総務部長は、各部長を通じて得られた市内の各施設の来訪者・入所者等の「避難の完了」報告を集約し、本部長へ報告するとともに、「安心情報」のデータ源としての活用を図る。</u> <u>[避難完了報告及び確認の流れ]</u> <u>（１）市の施設の場合</u> <u>・避難の完了</u> <u>・被害の状況</u> <u>・措置の概要</u> <u>・防災行政無線（移動系）</u> <u>電話等、伝令</u> <u>（本 部）</u> <u>・避難の状況</u> <u>・個別被害状況の集約結果</u> <u>・措置の概要</u> <u>施設の管理者</u> <u>所 管 部</u> <u>（又は警察署</u> <u>・消防署）</u> <u>総務部長</u> <u>・避難の指示</u> <u>・避難の確認</u> <u>避難対象</u> <u>地区への指示</u> <u>（２）市以外の施設の場合</u> <u>・避難の完了</u> <u>・被害の状況</u> <u>・措置の概要</u> <u>電話等、伝令</u> <u>（本 部）</u> <u>・避難の状況</u> <u>・個別被害状況の集約結果</u> <u>・措置の概要</u> <u>スーパー・鉄道</u> <u>駅・事業所・レ</u> <u>ジャー施設等</u> <u>総務部</u> <u>（又は警察署</u> <u>・消防署）</u> <u>総務部長</u> <u>・避難の指示</u> <u>・避難の確認</u> <u>避難対象</u> <u>地区への指示</u> <u>・避難の完了</u> <u>・被害の状況</u> <u>・措置の概要</u> <u>電話等、伝令</u> <u>（本 部）</u> <u>・避難の状況</u> <u>・個別被害状況の集約結果</u> <u>・措置の概要</u> <u>医療施設</u> <u>福祉施設</u> <u>市民生活部</u> <u>（又は消防署）</u> <u>総務部長</u> <u>・避難の指示</u> <u>・避難の確認</u> <u>避難対象</u> <u>地区への指示</u> <td></td> <td>「県地域防災計画」の記載内容との整合</td>		「県地域防災計画」の記載内容との整合

「県地域防災計画」の
記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔風水害等災害対策編〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	・避難の完了 ・被害の状況 ・措置の概要 （本　部） ・避難の状況 ・個別被害状況の集約結果 ・措置の概要 電話等、伝令 教育部 （又は消防署） 総務部長 避難対象 地区への指示 ・管内の施設等からの避難情報 ・防災行政無線（移動系）電話等、伝令 警察署 消防署 （本　部） ・避難の状況 ・個別被害状況の集約結果 ・措置の概要 総務部 総務部長 避難対象 地区への指示		「県地域防災計画」の記載内容との整合
	（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）	第 7　避難情報の発令等による広域避難 地震災害対策編　第 3 章　第 12 節の「第 6　避難情報の発令等による広域避難」を準用する。 第 8　避難長期化への対処 地震災害対策編　第 3 章　第 12 節の「第 7　避難長期化への対処」を準用する。 第 9　帰宅困難者対策 地震災害対策編　第 3 章　第 12 節の「第 8　帰宅困難者対策」を準用する。 第10　孤立集落の安否確認対策 地震災害対策編　第 3 章　第 12 節の「第 9　孤立集落の安否確認対策」を準用する。 第11　広域避難者への支援 地震災害対策編　第 3 章　第 12 節の「第 10　広域避難者への支援」を準用する。 第12　在宅避難者への支援 地震災害対策編　第 3 章　第 12 節の「第 11　在宅避難者への支援」を準用する。	地震編との重複
	第 5 節　災害情報の収集・伝達体制	第 5 節　情報の収集・伝達	
	第 1　目　的 （略） 第 2　災害情報収集・伝達体制 （略）	第 1　目　的 地震災害対策編　第 3 章　第 2 節の「第 1　目的」を準用する。 第 2　災害情報収集・伝達体制 地震災害対策編　第 3 章　第 2 節の「第 5　災害情報収集・伝達」を準用する。	地震編との重複
	第 6 節　通信・放送施設の確保	第 6 節　通信・放送施設の確保	
	第 1　（略）	第 1　（略）	

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>第２　災害時の通信連絡</u> <u>大規模災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市及び防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努める。</u> <u>１　市防災行政無線施設等</u> <u>市は災害時における救急、救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が高いことから市防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段を確保する。</u> <u>災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の応急復旧を行い、避難場所となった施設等と災害対策本部との通信手段を確保するとともに、他機関及び市町村との通信手段を確保する。</u> <u>２　優先電話・連絡責任者の指定等</u> <u>（１）優先電話</u> <u>市は、災害時における情報通信には災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を利用し、情報の収集・連絡を行う。</u> <u>（２）連絡責任者</u> <u>市は、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ適切な通信連絡を確保するため、連絡責任者（正・副各１名ずつ）を定める。</u> <u>連絡責任者は、各所属及び各部・防災関係機関相互の通信連絡を統括する。</u> <u>３　本部連絡員の派遣</u> <u>（１）市の各部</u> <u>市の各部は、本部長と各部の連絡を強化するため、本部連絡員を本部事務局（事務局長：危機管理監）に派遣する。</u> <u>（２）防災関係機関</u> <u>防災関係機関に対して、市災害対策本部との連絡のため、本部連絡員を本部事務局に派遣するよう要請する。なお、本部連絡員は連絡用無線機等を可能な限り携行し所属の機関との連絡にあたる。</u> <u>４　災害時に利用可能な有線通信網</u> <u>市内において、災害時に利用可能な有線通信網には、次のものがある。</u> <u>ア　電話（NTT 公衆回線）</u> <u>イ　電話 FAX（NTT 公衆回線）</u> <u>ウ　非常・緊急指定電話（NTT 公衆回線）</u> <u>エ　警察電話（警察業務専用回線）</u> <u>オ　消防電話（消防業務専用回線）</u> <u>カ　電気事業を行う機関の保有電話（電気事業業務専用回線）</u>	<u>第２　県防災行政無線施設</u> <u>県は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための保守要員の確保に努め、直ちに保守要員を現場に配置する。</u> <u>また、必要に応じ、可搬衛生地球局、衛星携帯電話機、携帯無線機等の移動通信回線の活用により、緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。</u> <u>さらに、災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け、円滑に運用するため、通信回線の増強を図るほか、通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表																												
頁	現行（令和５年６月）		修正後	備考																								
	5　各種災害通信施設の利用 （１）電気通信設備の優先利用 市長は、災害に関する緊急通信が必要な場合、一次的には加入電話の通常の手続きにより通信を確保するが、設備の被害その他により、その利用が制限される場合は、「非常（緊急）電報」の取扱いを受け、通信の最優先を図る。 <table><tr><th>通信依頼先</th><th>依頼方法</th><th>指定電話</th><th>担当責任者</th><th>手続き</th></tr><tr><td>東日本電信 電話（株）</td><td>非常電報 緊急電報</td><td>登米市災害時優先電話と同じ</td><td>総務部長</td><td>○申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。 又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。</td></tr></table> （２）災害時優先電話の利用 市長は災害に関する緊急通信が必要な場合、一般の加入電話を利用し通信を確保するが、ふくそう等によりその利用が制限される場合は、あらかじめ災害時優先電話として登録されている電話を利用し通話の確保を図る。 （３）非常無線通信の利用 災害による非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが困難であるときは、防災行政無線の他、次に掲げる無線通信施設を利用する。 市は防災行政無線等の通信手段の確保に努め、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。また、避難場所となった学校等と市庁舎との通信手段と、他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。 ア　無線通信局一覧 <table><tr><th>通信依頼先</th><th>通信依頼先所在地</th><th>連絡責任者</th><th>備　考</th></tr><tr><td>佐　沼　警　察　署</td><td>登米市迫町佐沼字中江 5 丁目 11-5</td><td rowspan="3">総務部長</td><td>0220-22-2121</td></tr><tr><td>登　米　警　察　署</td><td>登米市登米町寺池目子待井 265</td><td>0220-52-2121</td></tr><tr><td>登米市消防本部</td><td>登米市迫町森字平柳 25</td><td>0220-22-0119</td></tr></table> イ　非常通信の利用 ①　非常通信の内容 a　人命の救助、財産の保全、遭難者の捜索に関するもの b　鉄道、道路、電力、電話回線の障害状況及びその復旧のための資機材の手配、運搬者要員の確保などに関するもの、気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど、すべて災害に関係して緊急措置を要するもの。 ②　非常通信依頼手続き 無線局に対し、次の事項を明らかにした文書により依頼し、文書の余白の冒頭に「非		通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き	東日本電信 電話（株）	非常電報 緊急電報	登米市災害時優先電話と同じ	総務部長	○申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。 又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備　考	佐　沼　警　察　署	登米市迫町佐沼字中江 5 丁目 11-5	総務部長	0220-22-2121	登　米　警　察　署	登米市登米町寺池目子待井 265	0220-52-2121	登米市消防本部	登米市迫町森字平柳 25	0220-22-0119		「県地域防災計画」の記載内容との整合
通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手続き																								
東日本電信 電話（株）	非常電報 緊急電報	登米市災害時優先電話と同じ	総務部長	○申込み受付番号は 115 番「非常電報」又は「緊急電報」である旨を告げる。 又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書きする。 ○必要理由、事情を告げる。																								
通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備　考																									
佐　沼　警　察　署	登米市迫町佐沼字中江 5 丁目 11-5	総務部長	0220-22-2121																									
登　米　警　察　署	登米市登米町寺池目子待井 265		0220-52-2121																									
登米市消防本部	登米市迫町森字平柳 25		0220-22-0119																									

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>常」と必ず記入する。また、余白の末尾に発信人の住所、氏名、電話番号を記入する。</u> <u>a　あて先の住所、氏名、電話番号</u> <u>b　連絡内容（200 字以内）</u> <u>ウ　通信の統制</u> <u>災害の発生時には、各種通信の混乱が予想される。そのためそれぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。</u> <u>①　無線機器の管理</u> <u>[無線機器管理の原則]</u> <u>○　陸上移動局の集結（すべての陸上移動局は、市災害対策支部に一旦集結させる。）</u> <u>○　陸上移動局の搬出（支部に集結した携帯局の搬出・使用は災対総務部長が指示する。）</u> <u>②　通信の統制</u> <u>[通信の統制の原則]</u> <u>○　重要通信の優先の原則　（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）</u> <u>○　簡潔通話の実施の原則</u> <u>○　専任通信担当者の設置　（各子局には担当者を常駐させる）</u> <u>エ　通信の制約に対する対応策</u> <u>災害発生時には、次のようなさまざまな制約が予想される。</u> <u>○　使えない（不通・故障・電源不良等）</u> <u>○　混雑している（話し中・混信・宛先不明等）</u> <u>○　聞き取り困難（周囲の雑音・電波障害等）</u> <u>以上のような状況の中では、無線通信に頼らず、少しでも確実な手段に切り替え、実行に移すことが最も必要なことであるが、一般に次のような対応策が有効である。</u> <u>[対応策事例]</u> <u>a　使えないとき</u> <u>当然、代替えの通信手段によることとなるが、最悪の場合には、伝令を派遣して連絡する。</u> <u>b　混雑しているとき</u> <u>混雑している時間は意外に短い。話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても、緊急を要するときは、冒頭に「至急」「至急」と呼び、他の局にあけてもらうようにする。また、通話は簡潔明瞭に終わらせるよう心掛ける。</u> <u>c　聞き取りが困難なとき</u> <u>周囲が騒がしくて聞き取りが困難なときは、自分が移動して対応する。</u> <u>また、電波が弱くて聞き取りが困難なときも、適当な場所に移動する。</u> <u>無線機は、1 m動かただけで受信状態が大きく変化することもある。</u> 「県地域防災計画」の記載内容との整合		

「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>（４）アマチュア無線の活用</u> <u>登米地域アマチュア無線クラブの協力を得て、通信の確保を図る。</u> <u>（５）急使の派遣</u> <u>災害により通信網が寸断され、通信が途絶した場合には防災機関までの連絡、災害現場等への指示等は被害状況に応じてバイク、自転車、徒歩等により急使を派遣して通信を確保する。</u> <u>（６）災害用伝言ダイヤル等</u> <u>大規模な災害時に、被災者が被災地域内やその他の地域の家族等と連絡をとる場合に、NTT が行っている「災害用伝言ダイヤル（171）」、NTT ドコモが行っている「災害用伝言板」及び他の携帯電話会社が行っている「災害伝言板サービス」の利用について住民に周知する。</u> <u>（７）その他の通信連絡手段</u> <u>大規模な災害発生時においては、各防災機関の有する通信手段が使用できなくなること</u> <u>も考えられ、その場合、次の通信手段の活用があることから、必要に応じて相互に連携を</u> <u>とり通信手段を確保する。</u> <u>①　携帯電話（スマートフォン）</u> <u>②　（一財）移動無線センター東北センターが運営している MCA 無線システム</u> <u>③　東北地方非常通信協議会加入機関へ通信依頼</u> <u>東北地方非常通信協議会構成機関は、（資料編　資料 14-4　東北地方非常通信協議</u> <u>会構成機関一覧表）のとおりである。</u> <u>④　インターネット</u> <u>⑤　衛星携帯電話</u> <u>⑥　地域衛星通信ネットワーク</u> <u>⑦　避難所の特設公衆電話（無料）</u> <u>⑧　宮城県防災行政無線（地上系）</u> <u>⑨　消防用回線（消防無線）</u>		「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第３　<u>放送施設</u> <u>各放送局においては、災害時における放送体制、放送応急対策に対して、それぞれ体制等</u> <u>を確保するとしている。</u> <u>（１）日本放送協会仙台放送局・民間放送会社</u> <u>ア　放送体制</u> <u>災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確</u> <u>保し、取材体制を確立する。</u> <u>また、地方自治体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況</u> <u>を的確に把握し、災害情報・生活（ライフライン等）情報等を放送する。</u> <u>イ　放送応急対策</u> <u>放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急</u>	第３　市防災行政無線施設 <u>１　市防災行政無線施設等</u> <u>市は災害時における救急、救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性が高い</u> <u>ことから市防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク等の通信手段の確保に努める。</u> <u>２　災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた場合は速やかに代替手段</u> <u>を確保するとともに施設の応急復旧を行う。</u> <u>３　避難場所となった施設等と災害対策本部との通信手段を確保するとともに、他機関及び市</u> <u>町村との通信手段を確保する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>措置により、施設の機能維持に努め、放送の確保を図る。</u> <u>また、取材・放送送出等に支障をきたさないよう放送回線・通信回線・連絡回線等についても、関係機関と緊密な連絡をとって確保し、放送体制の確立に万全を期す。</u>		
	第４　郵便関係の措置 <u>日本郵便株式会社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、１世帯に郵便はがき５枚及び郵便書簡（ミニレター）１枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。</u> <u>なお、取扱う郵便局等については、別途日本郵便株式会社が指定し、その旨を公示する。登米市においては佐沼郵便局が取扱郵便局に指定されている。</u> （新設）	第４　消防無線通信施設 <u>消防本部は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。</u> <u>また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。</u> 第５　災害時の通信連絡 １　通信連絡手段 <u>災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、市は、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連絡をとりながら通信手段の確保を図る。</u> <u>なお、通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。</u> <u>ア　一般加入電話・・・災害時に途絶やふくそうがある。</u> <u>イ　災害時優先電話・・・防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信制限がかけられていても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。</u> <u>ウ　災害時優先携帯電話・・・防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。</u> <u>エ　携帯電話（スマートフォン）・・・固定電話とは別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。</u> <u>オ　衛星携帯電話・・・衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。</u> <u>カ　地球衛星通信ネットワーク・・・全国の自治体、消防本部、部再関係機関を結ぶ衛星通信回線である。</u> <u>キ　消防用回線（防災無線）・・・各消防機関が使用している回線で、主運用波により県内各消防機関、統制波で全国の消防機関相互の通信ができる。</u> <u>ク　防災相互波・・・本周波数を所有している異なる免許人の間で通信できる。</u> <u>ケ　MC A無線システム・・・（財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。</u> <u>災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。</u> <u>コ　非常通信・・・県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。</u> <u>サ　インターネット・・・データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
		<u>の適用ができる。また、ふくそうを回避するための手段として、次の２つの情報提供が有効である。</u> <u>シ　災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言版（web171）・・・災害発生時、その規模により東日本電信電話（株）が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言版（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話（株）で決定しテレビ・ラジオ・ＮＴＴ東日本公式ホームページ等で知らせる。</u> <u>ス　災害用伝言版・・・大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。</u> <u>２　郵便関係の措置</u> <u>日本郵便（株）東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が収容施設（応急仮設住宅に主要する場合は除く。）の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、１世帯に郵便はがき５枚及び郵便書簡（ミニレター）１枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。</u> <u>また、被害の状況により、被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。</u> <u>なお、取り扱う郵便局等については、決定次第周知する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第７節　災害広報活動	第７節　災害広報活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第３節　災害広報活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	[適切な助け合いの体制づくり] 第８節　災害救助法の適用	[適切な助け合いの体制づくり] 第８節　災害救助法の適用	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第４節　災害救助法の適用」を準用する。</u>	地震編との重複
	第９節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	第９節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第１４節　食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第１０節　相談活動	第１０節　相談活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第１５節　相談活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第１１節　相互応援活動	第１１節　相互応援活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第１１節　相互応援活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第１２節　自衛隊の災害派遣	第１２節　自衛隊の災害派遣	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第１２節　自衛隊の災害派遣」を準用する。</u>	地震編との重複
	[迅速で確実な救護体制づくり] 第１３節　救急・救助活動	[迅速で確実な救護体制づくり] 第１３節　救急・救助活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第１３節　救急・救助活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第１４節　医療救護活動	第１４節　医療救護活動	

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第６節　医療救護活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 15 節　交通・輸送活動	第 15 節　交通・輸送活動	
	第 1　目　的 （略）	第 1　目　的 <u>地震災害対策編　第３章　第８節の「第 1　目的」を準用する。</u>	地震編との重複
	（新設）	第 2　市の活動 <u>市は、輸送を行うにあたっては、次のような事項に留意して行う。</u> <u>1　人命の安全</u> <u>2　被害の拡大防止</u> <u>3　災害応急対策の円滑な実施</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第 2　緊急輸送対策 <u>1　災害時輸送業務実施体制の確立</u> <u>市は、災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、迫庁舎本部及び救援物資・要員等集積拠点において、輸送手段としての車両を確保する必要がある。</u> <u>災害発生後の混乱の中で、限られた輸送車両や輸送要員の効率的な運用を図るためには、本部及び各「拠点」において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制が確立される必要がある。そのため、市は大規模な災害が発生した場合における輸送業務実施体制を次のとおり行う。</u> （１）総務部長は、各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し非常災害時における市有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。 <u>その他必要な措置について、併せて実施を要請する。</u> （２）産業経済部長は、災害時における緊急物資の輸送に関する協定に基づき、宮城県トラック協会（登米本吉支部）に緊急輸送の応援を依頼する。 （３）総務部長は、関係各部長と協力・連携し、県及び関係機関に依頼し、鉄道、ヘリコプター、その他必要な輸送手段を確保する。 （４）総務部長は、県警本部若しくは佐沼警察署、登米警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急通行車両について、標章及び証明書の交付を受ける。 <u>2　緊急輸送の対象</u> <u>緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。</u> 第 1 段 階 （１）救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 （２）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 （３）政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等 （４）医療機関へ搬送する負傷者等 （５）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資	第 3　緊急輸送活動 <u>1　市内輸送業者への要請</u> <u>市は、緊急輸送の実施にあたっては、市所有の車両によるほか、市内バス事業者等の災害時応援協定を締結している市内事業者に応援を要請して実施する。</u> <u>2　県への要請</u> <u>市は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所又は期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。ただし、安全な輸送の確認が取れた場合に限る。</u> <u>また、市は、トラックによる緊急物資輸送の必要があると認めたときは、県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県及び関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表						
頁	現行（令和５年６月）			修正後	備考	
		第 2 段 階 （１）<u>上記第１段階の続行</u> <u>（２）食料、水等の生命維持に必要な物資</u> <u>（３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送</u> <u>（４）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</u> 第 3 段 階 （１）<u>上記第２段階の続行</u> <u>（２）災害復旧に必要な人員及び物資</u> <u>（３）生活必需品</u> そ の 他 関 係 措 置 <u>（１）避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、住民・事業所等に対する協力要請を行う。</u> <u>（２）運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ適切に実施するため、警察関係機関等との密接な連携確保を図る。</u> <u>（３）総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。</u>				「県地域防災計画」の記載内容との整合
	3　緊急輸送ネットワーク <u>大規模な災害が発生した場合、県地域防災計画に基づき全域を結ぶ陸上、鉄道、空路等の３つの緊急輸送ルートを確認する。そのため市内においては、大規模な災害が発生した場合には、輸送体系が大きく混乱するものと想定し次の３つの基本方針に基づき、市内における陸上、鉄道、航空の３つの緊急輸送ネットワークを確認する。</u> <u>（１）各担当部長は、職員によるパトロール活動をはじめ、警察署への照会、参集職員等からの情報収集その他の方法により、道路、配送拠点・積替え中継拠点（予定施設）、臨時ヘリポート（設置予定施設）、鉄道施設の被害状況を把握し総務部長に報告する。</u> <u>（２）総務部長、産業経済部長は、配送拠点・積替え中継拠点の開設・運営のための要員を配置し、その後の指示発令に備える。また、関係団体に対し必要な措置をとるよう通知する。</u> <u>（３）教育部長及び該当施設所管部長は、総務部長の要請に基づき、必要なヘリポート施設の開設協力を行う。</u>					
	（新設）			第４　防災関係機関の活動 <u>地震災害対策編　第３章　第８節の「第４　防災関係機関の活動」を準用する。</u>	地震編との整合	
	第3　陸上交通の確保 1　緊急輸送道路の確保 <u>総務部長、市民生活部長、産業経済部長、建設部長及び消防長は、県・国の道路管理者・警察機関、その他関係機関と協力して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するための特に重要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）として、県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市策定の輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送道路を確認する。</u>			第5　陸上交通の確保 1　災害発生時の自動車運転者の取るべき措置 <u>災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。</u> <u>（１）道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。</u> <u>（２）速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合	

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	2 情報の収集等 警察は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、<u>交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ適切に</u>把握する。 <u>市は、総務部長が災害の状況等の情報を警察署に連絡するとともに、交通規制について、警察署と連絡調整を行い、住民への広報を行う。</u> 3 交通規制の実施 警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。 また、道路管理者は、<u>道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、</u> <u>迂回道路等を迅速かつ適切に</u>指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。 <u>警察が行う交通規制の内容は以下のとおりとする。</u> （１）基本方針 ア 被災地域内への流入抑制と<u>車両の</u>走行抑制 <u>① 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。</u> <u>② 被災地外への流出は原則として無制限とする。</u> イ <u>避難路及び</u>緊急通行路への流入抑制 <u>原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は抑制する。</u> ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施 <u>① 緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は指導を行う。</u> <u>② 一般車両の走行は極力制限する。</u> エ 道路管理者との<u>連携</u>による交通規制の適切な運用 <u>オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請</u> （２）緊急通行路確保のための措置 ア 交通管制施設の活用	<u>急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。</u> <u>（３）通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。 その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。</u> 2 情報の収集 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、<u>警察ヘリコプター、</u>交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速<u>に</u>把握する。 3 交通規制 <u>災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。</u> 警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制 を実施する。 また、道路管理者は、<u>降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとし、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。道路が災害を受けた場合は、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確</u>に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。 （１）基本方針 ア 被災地域内への流入抑制と<u>走行</u>抑制 <u>① 被災地域への流入車両を原則的に禁止し、被災区域内における一般車両の走行を極力制限する。</u> <u>② 被災区域内から被災区域外への流出する車両については、交通の混乱を生じさせない限り制限しない。</u> イ <u>避難路への流入規制と</u>緊急交通路への流入禁止 <u>避難区域に近接したインターチェンジにおいては、被災地への流出を規制する。また、同インターチェンジへの流入を制限する。</u> ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施 <u>緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は迂回誘導を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。</u> エ 道路管理者との<u>緊密な</u>連携による交通規制の適切な運用 <u>緊急交通路として選定を予定している道路及びその関連道路が早急かつ円滑に通行できるよう道路管理者に対し、道路の啓開作業等の必要な措置を要請する。</u> （２）緊急交通路確保のための措置 ア 交通管制施設の機能回復	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画 [風水害等災害対策編] 新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	効果的な交通規制を実施するため、<u>交通情報板、信号機等</u>の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。 イ 放置車両<u>等</u>の撤去<u>等</u> 緊急通行路を確保するため、<u>必要</u>の場合<u>に</u>は、放置車両<u>等</u>の撤去<u>及び</u>警察車両による緊急通行車両<u> </u>の先導等を行う。 ウ及びエ （略） オ 関係機関等との連携 <u>交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と</u>相互に綿密な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施<u>等</u>を要請する。 （３）交通規制の方法 交通規制については、原則的に<u>は所定の標示</u> <u> </u>を設置して行い、緊急を要するため<u>所定</u>の標示 <u> </u>を設置するいとまがないとき、又は標示 <u> </u>を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。 （４）交通規制の見直し 災害発生後における被災地の応急復旧を行うため<u>の</u>人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。 <u>（新設）</u> <u>（５）交通規制 <u> </u>の周知徹底 <u> </u></u> 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に<u>係わる</u>区域又は道路の区間その他<u>必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。</u> <u>（新設）</u> <u>４ 交通整理隊の編成</u> <u>災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合、又は特に必要と認める場合は、警察官等、関係機関の協議により、次の交通整理隊を編成し交通整理等を実施する。</u> <u>（１）編成</u> <u>交通安全指導員、消防団員、関係機関の職員、その他民間協力者により編成する。</u>	効果的な交通規制を実施するため、<u>信号機、交通情報板等</u>の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。 イ 放置車両<u> </u>の撤去 <u> </u> 緊急交通路を確保するため<u>に</u>必要な場合 <u> は、</u>放置車両 <u> </u>の撤去、<u> </u>警察車両による緊急通行車両<u>等</u>の先導等を行う。 ウ及びエ （略） オ 関係機関等との連携 <u>警察、道路管理者等は、交通規制にあたって、</u> <u> </u>相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定により、交通誘導の実施 <u> </u>を要請する。 （３）交通規制の方法 交通規制については、原則的に<u>標示等（災害対策基本法施行規則別記様式第２）</u>を設置して行い、緊急を要するため <u> </u>標示 <u>等</u>を設置するいとまがないとき、又は標示 <u>等</u>を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。 （４）交通規制の見直し 災害発生後における被災地の応急復旧を行うため、<u> </u>人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。 <u>（５）交通安全施設の復旧</u> <u>緊急交通路等の信号機等を最優先とする交通安全施設の応急措置を行う。</u> <u>（６）交通規制<u>等</u>の周知徹底・広報</u> 交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に<u>係る</u> <u> </u>区域又は道路の区間その他<u>交通規制の実施状況及び避難時の自動車利用の自粛、交通規制への協力について、住民、運転者等にマスコミ広報、交通情報板及び現場広報等による周知徹底及び広報を図る。</u> <u>（７）交通マネジメント</u> <u>ア 東北地方整備局は、応急復旧時に渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通マネジメントシステム及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u> <u>イ 県は、市町村から要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u> <u>ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、各々の業務に支障がない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u> <u>エ 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</u> （削除）	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>（２）所要人員等必要な事項は、その都度決定する。</u> <u>５</u>　緊急通行車両<u> </u>の確認 （略） <u>６</u>　障害物の除去等 （略） <u>７</u>　関係機関、道路管理者間の連携・調整 （略） <u>８</u> （略） <u>９</u> （略）	<u>４</u>　緊急通行車両<u>であること</u>の確認 <u>地震災害対策編　第３章　第８節　第４の「５　緊急通行車両であることの確認」を準用する。</u> <u>５</u>　障害物の除去等 <u>地震災害対策編　第３章　第８節　第４の「６　障害物の除去等」を準用する。</u> <u>６</u>　関係機関、道路管理者間の連携・調整 <u>地震災害対策編　第３章　第８節　第４の「７　関係機関、道路管理者間の連携・調整」を準用する。</u> <u>７</u> （略） <u>８</u> （略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合 地震編との重複
	第 16 節　ヘリコプターの活動	第 16 節　ヘリコプターの活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 9 節　ヘリコプターの活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	〔淀みのない応急復旧の体制づくり〕 第 17 節　公共 <u>土木</u> 施設等の応急 <u>対策</u>	〔淀みのない応急復旧の体制づくり〕 第 17 節　公共 <u>土木</u> 施設等の応急 <u>対策</u>	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 17 節　公共土木施設等の応急対策」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 18 節　応急仮設住宅等の確保	第 18 節　応急仮設住宅等の確保	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 13 節　応急仮設住宅等の確保」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 19 節　ボランティア活動	第 19 節　ボランティア活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 16 節　ボランティア活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	第 20 節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 17 節　要配慮者・避難行動要支援者への支援活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 21 節 <u>愛玩</u> 動物の収容対策	第 21 節 <u>家庭</u> 動物の収容対策	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 18 節　家庭動物の収容対策」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 22 節　防疫・保健衛生活動	第 22 節　防疫・保健衛生活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 19 節　防疫・保健衛生活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 23 節　遺体等の搜索・収容・埋火葬	第 23 節　遺体等の搜索・収容・埋火葬	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 20 節　遺体等の搜索・収容・埋火葬」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 24 節　社会秩序の維持活動	第 24 節　社会秩序の維持活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 21 節　社会秩序の維持活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 25 節　災害廃棄物処理活動	第 25 節　災害廃棄物処理活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 22 節　災害廃棄物処理活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 26 節　教育活動	第 26 節　教育活動	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 24 節　教育活動」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 27 節　ライフライン施設等の応急復旧	第 27 節　ライフライン施設等の応急復旧	

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	第１　目　的 （略） 第２　水道施設 （略） 第３　下水道施設 （略） 第４　電力施設 （略） 第５　ガス施設 （略） 第６　電信・電話施設 （略）	第１　目　的 <u>地震災害対策編　第３章　第２７節の「第１　目的」を準用する。</u> 第２　水道施設 <u>地震災害対策編　第３章　第２７節の「第２　水道施設」を準用する。</u> 第３　下水道施設 <u>地震災害対策編　第３章　第２７節の「第３　下水道施設」を準用する。</u> 第４　電力施設 <u>地震災害対策編　第３章　第２７節の「第４　電力施設」を準用する。</u> 第５　ガス施設 <u>地震災害対策編　第３章　第２７節の「第５　ガス施設」を準用する。</u> <u>この場合において、同項２（１）中「直ちに緊急資機材の確認と、情報の収集」とあるのは「防災気象情報等により災害発生が予想される段階で緊急資機材の完備を確認し、次いで情報の収集」と、（３）中「液化石油ガス販売業者についての情報」とあるのは「液化石油ガス販売業者についての情報（水害時は、容器流出についての情報）」と、（４）中「見通し等」とあるのは「見通し等（水害時は、流出　容器の捜索状況と発見についての報告）」と読み替える。</u> 第６　電信・電話施設 <u>地震災害対策編　第３章　第２７節の「第６　電信・電話施設」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 28 節　防災資機材及び労働力の確保	第 28 節　防災資機材及び労働力の確保	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 25 節　防災資機材及び労働力の確保」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 29 節　農林水産業の応急対策	第 29 節　農林水産業の応急対策	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 29 節　農林水産業の応急対策」を準用する。</u>	地震編との重複
	（新設）	第 30 節　二次災害・複合災害防止対策	
		<u>地震災害対策編　第３章の「第 30 節　二次災害・複合災害防止対策」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 30 節　応急公用負担等の実施	第 31 節　応急公用負担等の実施	
	（略）	<u>地震災害対策編　第３章の「第 31 節　応急公用負担等の実施」を準用する。</u>	地震編との重複
	第 31 節　災害種別毎応急対策	第 32 節　災害種別毎応急対策	
	第１　火災応急対策 （略） 第２　林野火災応急対策 1　目　的 林野火災発生時においては、_____関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。 また、二次災害の防止を図る <u>など</u> 、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。	第１　火災応急対策 <u>地震災害対策編　第３章の「第 7 節　消火活動」を準用する。</u> 第２　林野火災応急対策 1　目　的 林野火災発生時においては、 <u>消防機関は</u> 関係機関と連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。 また、二次災害の防止を図る <u>等</u> 、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じる。	地震編との重複 記述の適正化
	2　林野火災の警戒 （略） （１）及び（２）　　（略）	2　林野火災の警戒 （略） （１）及び（２）　　（略）	記述の適正化

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	（３）火災警報の発令等 市長は、気象台等から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に対する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防<u>団</u>の警戒体制の強化等<u>必要</u>な措置を講じる。 （４）火災警報の周知徹底 火災警報の住民及び入林者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、<u>防災行政無線、</u>　　テレビ、　　ラジオ、<u>有線放送等</u>　を通じ、周知徹底する。	（３）火災警報の発令等 市長は、気象台等から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に対する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防<u>機関</u>の警戒体制の強化等<u>必要</u>な措置を講じる。 （４）火災警報の周知徹底 火災警報の住民及び入林者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、<u>コミュニティＦＭ、</u>テレビ、<u>緊急告知</u>ラジオ、<u>防災メール等</u>を通じ、周知徹底する。	記述の適正化
	３　林野火災の防ぎよ 火災発生時の通報通信　　体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。 （１）火災通報及び通信体制 消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合　、直ちに、　　消防署　の出勤を指令するとともに、関係消防団の出勤を指令する。これと並行して　　森林管理署、警察署、東部地方振興事務所登米地域事務所等関係機関に通報する。 地区住民及び入山者に対する伝達は、<u>防災行政無線、</u>　　サイレン、<u>鐘、</u>広報車等により行う。 （略） （２）　　（略） （図略）	３　林野火災の防ぎよ 火災発生時の通報通信<u>連絡</u>体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。 （１）火災通報及び通信体制 消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合<u>は、</u>直ちに、<u>最寄りの消防署等</u>の出勤を指令するとともに、関係消防団の出勤を指令する。これと並行して<u>宮城県（消防課）、</u>森林管理署、警察署、東部地方振興事務所登米地域事務所等関係機関に通報する。 地区住民及び入山者に対する伝達は、<u>緊急告知ラジオ、コミュニティＦＭ、屋外拡声装置、</u>サイレン、　　広報車等により行う。 （略） （２）　　（略） （図略）	記述の適正化
	（３）<u>防ぎよ隊（消防隊）の編成、</u>　　出勤区分等 <u>林野火災が発生した場合の火災防ぎよ隊（消防隊）の招集、集合場所、編成、携帯資機材及び出勤区分については、「消防計画」の定めるところによる。</u> <u>また、林野火災は、長時間にわたる防ぎよ活動が必要なため、食料、飲料水、医療機器等の補給確保を図る。</u> <u>ア　消防団の防ぎよ隊の編成</u> <u>消防団は、事前計画により活動を行うが、主な内容は次のとおりである。</u> <u>①　火災警報、強風異常乾燥注意報等の発令中により、火災の発生する恐れがある場合、又は発生した場合には、全分団が出勤する。また、火災現場付近の住民の協力を得て消防隊の編成を行う。なお、火災が発生した場合は、場所、規模、消火隊の活動状況等を、市長に報告する。</u> <u>②　地域の担当分団は、現場消火活動を行い、状況によりその他の分団は消防本部・署とともに、火災規模により、風下の集落への延焼拡大防止と防ぎよ線の設定を行い、住民の出勤への協力をさらに要請する。</u> <u>③　火災が長時間にわたる場合、又は火災が急速に拡大する恐れがある場合は、協定輸送機関等に貨物自動車等の協力を求め、人員の輸送、食料、燃料、消防資機材及び救助資材等の物資の補給輸送を行う。</u>	（３）　　消防隊　の編成<u>及び</u>出勤区分等 <u>消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長（以下「消防長等」という。）の所管下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。</u> <u>消防隊の出勤区分は、通常出勤及び総員出勤とする。</u> <u>ア　通常出勤とは、消防職員及び消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接等に限って出勤するものをいう。</u> <u>イ　総員出勤とは、消防職員及び消防団の全部を出勤させるものをいう。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	（４）相互応援協定による応援要請 <u>火災現場の状況により、後続応援又は関係機関及び付近の一般住民の協力を要請するものとし、防災ヘリコプター及び消防ヘリコプターの出動要請、並びに他市町への応援要請の基準、手続等は、「消防計画」「相互協力・応援要請」による。</u> （５）自衛隊の災害派遣要請 <u>林野火災の延焼拡大が甚だしく、消防隊及び関係機関並びに付近住民の協力を得ても防ぎょが困難な場合は、市長は知事に自衛隊の派遣を依頼するものとし、要請手続きは、「消防計画」又は「相互協力・応援要請」「自衛隊の災害派遣要請」による。</u>	（４）相互応援協定<u>及び広域消防応援</u>による応援要請 <u>火災の規模が市町村の消防体制では防ぎょが困難と認められる場合、市長は、「第３章第１１節　相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行う。</u> （５）自衛隊の災害派遣要請 <u>火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎょが困難である場合、自衛隊派遣要請については、「第３章第１２節　自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行う。</u>	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	（６）<u>　　</u>指揮本部の<u>設置</u> <u>火災の拡大に応じて、消防機関、他市町の消防機関の応援隊、自衛隊派遣等が統一的指示のもとに円滑な消防活動が実施できるように調整指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を設け、消防長が現地指揮本部長として状況に応じた防ぎょ方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。</u> <u>火災の区域が２以上の市町にまたがる場合の現地指揮本部長は、当該消防長（消防団長）が協力して決定する。</u> <u>ア　指揮本部の指揮系統</u> <u>指揮本部の指揮系統図は、概ね次のとおりとする。</u> <u>また、指揮本部には、可能な限り、消防通信、自衛隊通信、その他の関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図る。</u> <u>イ　現場指揮本部の設置</u> <u>現場指揮本部は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防ぎょ作業の現状が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。</u> （図略）	（６）<u>現地</u>指揮本部の<u>開設</u> <u>火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。</u> <u>火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合（消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。）の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。</u> <u>現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎょ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。</u> <u>現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。</u> （図略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合 「県地域防災計画」の記載内容との整合
	（７）消火方法 初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により<u>実施</u>する。 （略） （８）　　　（略）	（７）消火方法 初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により<u>消火</u>する。 （略） （８）　　　（略）	記述の適正化
	<u>４　情報収集</u> <u>市は、林野火災が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、火災情報の収集に万全を期するため、総務部（総務課）、産業経済部（農林振興課）等の市職員をもって、情報の収集・把握にあたる。</u>	（削除）	「県地域防災計画」の記載内容との整合

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>（１）情報・通報の種類は、次のとおりである。</u> <u>ア　消防受令機による消防本部からの情報</u> <u>イ　消防署からの電話による通報</u> <u>ウ　一般加入電話による通報</u> <u>エ　地方行政無線による通報</u> <u>オ　各地区毎の情報調査連絡員（行政区長等）からの通報</u> <u>（２）情報報告及び連絡</u> <u>ア　総務部長は、県消防課、東部地方振興事務所登米地域事務所、その他関係機関に火災情報及び被害状況を通報する。</u> <u>イ　収集した火災情報は、逐次関係機関に通報するとともに、相互に情報を交換する。</u> <u>５　消防本部（消防団）の活動体制</u> <u>登米市消防計画に基づいた活動を行うが、その主な内容は次のとおりである。</u> <u>（１）非常災害時の業務内容</u> <u>ア　警戒区域の設定</u> <u>イ　区域内の防ぎょ及び命令に基づく団統括区域又は隣接市町への応援活動</u> <u>ウ　地域住民の避難誘導</u> <u>エ　飛火警戒</u> <u>６　市の活動体制</u> <u>市長は、災害応急対策を実施するため、総務部（総務課）、産業経済部、建設部をはじめとする必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等を行う。</u> <u>７</u>　　（略）	（削除） （削除） <u>４</u>　　（略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	（新設） <u>８</u>　　（略） <u>９</u>　　（略）	<u>５　県の措置</u> <u>県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要がある</u> <u>と認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言を行う。</u> <u>６</u>　　（略） <u>７</u>　　（略）	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第３　危険物等災害応急対策 １　目　的 （略） ２　住民への広報 （略） ３　危険物施設 （略） ４　高圧ガス等施設 （略）	第３　危険物等災害応急対策 １　目　的 <u>地震災害対策編　第３章　第２８節の「第１　目的」を準用する。</u> ２　住民への広報 <u>地震災害対策編　第３章　第２８節の「第２　住民への広報」を準用する。</u> ３　危険物施設 <u>地震災害対策編　第３章　第２８節の「第３　危険物施設」を準用する。</u> ４　高圧ガス等施設 <u>地震災害対策編　第３章　第２８節の「第４　高圧ガス施設」を準用する。</u>	地震編との重複

登米市地域防災計画　〔 風水害等災害対策編 〕　新旧対照表			
頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	<u>5</u>　火薬類製造施設等 （略） <u>6</u>　毒物劇物貯蔵施設 （略） 第 4　鉄道災害応急対策 （略）	5　火薬類製造施設等 <u>地震災害対策編　第 3 章　第 28 節の「第 5　火薬類製造施設等」を準用する。</u> 6　毒物劇物貯蔵施設 <u>地震災害対策編　第 3 章　第 28 節の「第 6　毒物劇物貯蔵施設」を準用する。</u> 第 4　鉄道災害応急対策 <u>地震災害対策編　第 3 章　第 26 節の「第 8　鉄道施設」を準用する。</u>	地震編との重複
	<u>第 5　航空災害応急対策</u> <u>1　目　的</u> 航空機事故等による災害から乗客及び住民等を守るため、市は、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよし、又は被害の軽減を図る。 <u>2　市の措置</u> （１）航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。 （２）負傷者が発生した場合、市内の医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。 また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所、遺体収容所等の設置又は手配を行う。 （３）応急対策に必要な臨時電話、電源等の資機材を確保する。 （４）災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請する。 （５）被災者の救助、消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。 第 6　道路災害応急対策 1 及び 2　（略） （新設）	（削除） 第 5　道路災害応急対策 1 及び 2　（略） <u>3　情報の収集・連絡体制の整備</u> 道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。	「県地域防災計画」の記載内容との整合
	第 <u>32</u> 節　海外からの支援の受入れ	第 <u>33</u> 節　海外からの支援の受入れ	
	（略）	<u>地震災害対策編　第 3 章の「第 32 節　海外からの支援の受入れ」を準用する。</u>	地震編との重複

登米市地域防災計画　〔風水害等災害対策編〕　新旧対照表

頁	現行（令和５年６月）	修正後	備考
	第４章　災害復旧・復興対策 〔迅速な復旧・復興のための活動計画〕	第４章　災害復旧・復興対策 〔迅速な復旧・復興のための活動計画〕	
	第１節　災害復旧・復興計画	第１節　災害復旧・復興計画	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第１節　災害復旧・復興計画」を準用する。</u>	
	第２節　生活再建支援	第２節　生活再建支援	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第２節　生活再建支援」を準用する。</u>	
	第３節　住宅復旧の支援	第３節　住宅復旧の支援	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第３節　住宅復旧の支援」を準用する。</u>	
	第４節　産業復興の支援	第４節　産業復興の支援	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第４節　産業復興の支援」を準用する。</u>	
	第５節　都市基盤の復興対策	第５節　都市基盤の復興対策	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第５節　都市基盤の復興対策」を準用する。</u> <u>この場合において、同節第２　４中「ライフラインの特性」とあるのは「ライフラインの特性（風水害においては耐水性を含む。）と読み替える。</u>	
	第６節　義援金の受入れ、配分	第６節　義援金の受入れ、配分	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第６節　義援金の受入れ、配分」を準用する。</u>	
	第７節　激甚災害の指定	第７節　激甚災害の指定	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第７節　激甚災害の指定」を準用する。</u>	
	第８節　災害対応の検証	第８節　災害対応の検証	
	（略）	<u>地震災害編　第４章の「第８節　災害対応の検証」を準用する。</u>	